

令和2年第4回

中種子町議会 12 月定例会会議録

開会 令和2年12月9日

閉会 令和2年12月18日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和 2 年第 4 回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
12月 9 日	水	本会議 (開会・一般質問・議案審議)
12月10日	木	休 会
12月11日	金	休 会
12月12日	土	休 日
12月13日	日	休 日
12月14日	月	休 会
12月15日	火	休 会
12月16日	水	休 会
12月17日	木	休 会
12月18日	金	本会議 (その他・閉会)

令和2年第4回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（12月9日）（水曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2 会期の決定	3
4. 日程第3 諸般の報告	3
5. 日程第4 行政報告	4
6. 日程第5 一般質問	6
下田敬三君	6
休 憩	17
橋口渉君	18
休 憩	27
戸田和代さん	27
7. 日程第6 議案第51号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	35
田淵川寿広町長提案理由説明	35
質疑	35
討論	35
採決	36
8. 日程第7 議案第52号 中種子町道路線の認定について	36
田淵川寿広町長提案理由説明	36
長田認建設課長補足説明	36
質疑	37
討論	37
採決	37
9. 日程第8 議案第53号 字の区域変更について	38
田淵川寿広町長提案理由説明	38
池山聖年農地整備課長補足説明	38
質疑	39
討論	39
採決	39
10. 日程第9 議案第54号 字の区域変更について	39
田淵川寿広町長提案理由説明	39
池山聖年農地整備課長補足説明	39
質疑	40
討論	40
採決	40
11. 日程第10 議案第55号 野間小学校体育館改修工事請負変更契約について	41
田淵川寿広町長提案理由説明	41

	浦口吉平教育総務課長補足説明	41
	質疑	41
	討論	41
	採決	42
12. 日程第11	議案第56号 防災備蓄倉庫購入契約について	42
	田渕川寿広町長提案理由説明	42
	質疑	42
	討論	42
	採決	42
13. 日程第12	議案第57号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び同組合理約の変更について	42
	田渕川寿広町長提案理由説明	42
	質疑	43
	討論	43
	採決	43
	休 憩	43
14. 日程第13	議案第58号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第9号）	43
	田渕川寿広町長提案理由説明	43
	阿世知文秋総務課長補足説明	43
	質疑	46
	討論	46
	採決	46
15. 日程第14	議案第59号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	46
	田渕川寿広町長提案理由説明	46
	質疑	47
	討論	47
	採決	47
16. 日程第15	議案第60号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）	47
	田渕川寿広町長提案理由説明	47
	質疑	48
	討論	48
	採決	48
17. 日程第16	議案第61号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	48
	田渕川寿広町長提案理由説明	48
	質疑	49
	討論	49
	採決	49
18. 日程第17	議案第62号 令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）	49
	田渕川寿広町長提案理由説明	49

質疑	49
討論	49
採決	49
19. 散 会	50
第2号（12月18日）（金曜日）	
1. 開 議	54
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	54
3. 日程第2 議案第63号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第10号）	54
田渕川寿広町長提案理由説明	54
里重浩農林水産課長補足説明	54
質疑	55
討論	55
採決	55
4. 日程第3 選挙管理委員及び補充員の選挙	55
5. 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	56
6. 日程第5 議員派遣の件	56
7. 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	57
8. 閉 会	57

第 1 号

1 2 月 9 日

令和2年第4回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月9日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問
- 第6 議案第51号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第52号 中種子町道路線の認定について
- 第8 議案第53号 字の区域変更について
- 第9 議案第54号 字の区域変更について
- 第10 議案第55号 野間小学校体育館改修工事請負変更契約について
- 第11 議案第56号 防災備蓄倉庫購入契約について
- 第12 議案第57号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 第13 議案第58号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第9号）
- 第14 議案第59号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第60号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第61号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第62号 令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|------|-----------|------|------------|
| 1 番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2 番 | 橋 口 渉 君 |
| 3 番 | 池 山 喜一郎 君 | 5 番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6 番 | 蓮 子 信 二 君 | 7 番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8 番 | 下 田 敬 三 君 | 9 番 | 迫 田 秀 三 君 |
| 10 番 | 日 高 和 典 君 | 11 番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12 番 | 園 中 孝 夫 君 | 13 番 | 徳 永 留 夫 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	田	川	寿	広	君	副	町	長	土	橋	勝	君
総務課長	阿	世	知	文	秋	君	町民保健課長	横	手	幸	徳	君	
福祉環境課長	上	田	勝	博	君		農林水産課長	里		重	浩	君	
建設課長	長	田		認	君		農地整備課長	池	山	聖	年	君	
企画課長	徳	永	和	久	君		会計管理者兼 会計課長	池	端	みどり	さん		
税務課長	春	田		功	君		水道課長	牧	瀬	善	美	君	
保育所長	山	田	和	春	君		空港管理室長	石	堂	晃	一	君	
行政係長	榎	元	卓	郎	君		財政係長	鮫	島		司	君	
教育長	北	之	園	千	春	君	教育総務課長	浦	口	吉	平	君	
社会教育課長	園	田	俊	一	君		選挙管理 事務局長	阿	世	知	文	秋	君
農委事務局長	遠	藤	淳	一	郎	君							

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	下	村	茂	幸	君	議事係長	稲	子	隆	浩	君
--------	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、橋口渉君、3番、池山喜一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

9月23日、第2回中南衛生管理組合議会定例会が開催され、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定及び令和2年度一般会計補正予算（第2号）が上程され、認定可決されました。

同日、第2回公立種子島病院組合議会定例会が開催され、令和元年度病院事業会計決算認定及び令和2年度病院事業会計補正予算（第1号）並びに、専決処分1件ほか議案3件が上程され、認定可決されました。

10月6日、第2回熊毛地区消防組合議会定例会が開催され、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定及び令和2年度一般会計補正予算（第1号）並びに、条例改正1件が上程され、認定可決されました。

同日、第2回種子島産婦人科医院組合議会定例会が開催され、令和元年度病院事業会計歳入歳出決算認定及び令和2年度病院事業会計補正予算（第1号）が上程され、認定可決されました。

同日、第2回種子島地区広域事務組合議会定例会が開催され、専決処分1件、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定及び令和2年度一般会計補正予算（第1号）が上程され、認定可決されました。

11月20日、東京都において、新過疎法実現総決起大会及び第51回定期総会が開催され、決議1件、報告事項2件、議案3件が上程の上、承認可決されました。

以上の会議、大会の決議文、資料等は事務局に保管しております。

また、御手元に配付しましたとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査等の結果について報告書が提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（徳永留夫君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

11月18日に、種子島こり～なで行われました、防衛省による馬毛島への自衛隊施設の設置並びにFCLPに関する住民説明会は、議員の皆様を初め、各校区長、集落長様にもお集まりいただき、開催をされました。説明会では、特にFCLPでの騒音などについて不安に思う皆様からの質問もございましたが、実機を飛行させる騒音調査も含め、各種アセスメントデータをもとに対策を講じるとの回答もあり、町民の皆様が不安に思っていることを具体的に解決していただくためにも、成果があった説明会ではなかったかなと思います。防衛省からは今後情報として提供できることに関しては、丁寧に説明をしていただくということで、私たちどもも、その情報収集に注力していきたいと思います。この後の町内各校区での説明会に関しましては、要望のあった星原校区、商工会の2件からの要望で、防衛省が説明会を終えたところでございます。

こり～なでの説明会の翌日、2回目となる県知事との馬毛島に関する協議が行われました。今回は個別での協議であり、お互いに今後知り得た情報については共有していくことを確認するとともに、本町としては、自衛隊施設誘致や、毎年行われている鎮西訓練時などの県有施設の利用に関しては、引き続き御協力を賜りたい旨を要望したところでございます。

次に、11月20日、徳永議長とともに、東京メルパルクホールにおいて開催されました、新過疎法実現総決起大会に参加してまいりました。現行の過疎法は、令和3年3月末をもって適用期限を迎えることから、新たな過疎対策法の制定を求めることを初め、過疎対策事業が円滑に実施できるよう、国の財政支援を求め、過疎地域が果たしている役割を評価し、過疎地域の発展を新たな過疎対策の理念として確立させること。地方交付税を充実し、過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象事業を拡大することなど5項目を決議し、頑張ろうコールで閉会しました。閉会後は、議長とともに、森山国対委員長と面会し、新過疎法を含めさまざまな協議、要望などを行いました。

続いて、11月26日に行われた離島振興関係予算要望活動に参加してまいりました。この要望活動は、離島関係都道府県で構成する、離島振興対策協議会、代表は小池百合子東京都知事と、離島関係市町村で構成される全国離島振興協議会、

会長は荒木耕治屋久島町長との合同要請活動でございまして、辺地債や過疎債の財源確保や、有人国境離島地域関係予算の拡充などの要望、そして、今後の離島振興に関する特別要望書や、税制改正に関する要望書なども合わせ、関連する国会議員を訪問し、要請してまいりました。

要請活動は十班に分かれて行い、全離島会長の荒木屋久島町長、三鍋離島対策振興協議会企画部長、仲田全離島事務局長、私の4名で24名の先生方に要請を行いました。当日は国会会期中でもあり、議員会館の事務所に御不在の先生もいらっしゃいましたが、全力での御協力をお願いしてまいったところでございます。

最後になりましたが、でん粉原料用カンショとサトウキビについてでございます。11月30日で操業が終了した令和2年産でん粉原料用カンショの集荷実績につきまして、種子島全体で当初計画を、55万5,630俵。10アール当たり単収56.6俵を計画しておりましたが、梅雨入り以降、長雨による日照不足の影響や、局地的な大雨の影響に加え、基腐病などによる被害が発生したため、最終実績につきましては、全体で49万5,732俵、10アール当たり単収50.5俵で、当初計画の89.2%となりました。中種子町は、当初10アール当たり単収59俵に対しまして、55.4俵の93.9%の実績となり、データが残っている平成18年以降で1番悪い結果となっております。

サトウキビでございますが、令和2／3年産サトウキビの生育状況につきましては、春先が高温で日照も多かったことから、春植えの発芽状況は平年並みでございましたが、株出し萌芽は、前年の台風被害などの影響により、平年より悪く、4月から5月上旬にかけて降水量も少なく、分けつが進まなかったことなどに加え、梅雨入り以降日照不足や大雨の影響で、圃場の管理作業自体にもおくれが目立ったようでございました。

また、生育旺盛期の8月には、大きな台風被害もなく高温で推移したことなどから、生育量は平年以上を確保できました。しかし、茎数は平年に比べて少ない状況でございまして、その後、9月に襲来した台風10号により、半倒伏、葉部裂傷の被害を受け、加えて10月には台風14号が襲来し、葉先の裂傷、塩害の被害を受けたところでございます。

登熟状況につきましては、10月下旬に農林8号でブリックス値13.1%、これは平年比で96%でございます。登熟はやや遅れのスタートとなったところでございますが、11月30日現在の農林8号の登熟状況は、ブリックス値17.5%で、平年より高く推移している状況でございます。また3品種合計では、17.4%、はるのおうぎで17.7%でした。今後の登熟も、天候次第では高く見込めるのではないかと考えているところでございます。

生産見込みは、中種子町で10アール当たり収量6,100キログラムを見込んでおり、令和1／2年期の6,519キログラムを下回っております。種子島全体では、10アール当たり収量5,645キログラム、前年比92.3%で、生産量12万2,797トン、前期比の94.5%を見込んでおります。そのような結果、受け入れ開始が12月10日あすから、受け入れ終了が令和3年4月6日までの117日間の操業計画となっているところでございます。

以上、長くなりましたが、行政報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第5、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

まず、8番、下田敬三君。

〔8番 下田敬三君 登壇〕

○8番（下田敬三君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染の第3波に襲われている中で、国のGoToトラベル等を利用した多くの観光客が種子島に来島され、連日大型の観光バスが走り回っております。種子島と屋久島をセットにしたパックが人気だと聞きます。国の事業が見直されない限りしばらくは続くかと思いますが、私ども島民はしっかりとディフェンスで対応するべきかと思っています。よく「旅の恥はかき捨て」と言われます。旅先には知らない人ばかりで、恥をかいても気にしなくてもよいという考えです。それは御本人のことですから構いませんが、どうか来島者の方々にはマスクを着用されて、最低限のマナーを守ってもらい、コロナウイルスの投げ捨てだけは避けてもらいたいものです。

それでは、私の通告している質問に入ります。

2018年に国内で初めて鹿児島・宮崎・沖縄の各県で確認されたサツマイモ基腐病が、昨年まで目立っていた焼酎やでん粉用だけでなく、ことしは青果用にも影響が出ているのが特徴だと聞きます。種子島でも多く発生しているようですが、11月末で、でん粉用カンショの出荷も終わった中での被害状況の説明を求めます。

あとは一般質問席で行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） サツマイモに関する病気で、サツマイモの基腐病の被害状況の説明を求めるということでございます。

国内の発生状況につきましては、平成30年の11月に沖縄県、12月に鹿児島県、平成31年の1月に宮崎県、令和2年10月に熊本県・福岡県、11月に長崎県で発生しているところでございます。

症状としては、葉は黄色から紫色に変色して、地際の茎、ここが黒く変色し、茎が黒から黒褐色に変色して、地上に出ている部分などが枯れていきます。枯れてしまった株の塊根は、主になり首のほうから腐食が始まるようです。

伝染方法としては、一次伝染が前年発病残渣からの土壌残渣伝染、感染苗持ち込みによる苗伝染、2次伝染として、発病した茎や葉っぱとの接触による伝染、そこに停滞水などによる胞子の拡散による伝染などが考えられるということでございます。

防除対策としては、圃場の菌密度抑制とありますが、簡単に言いますと、多分トラクターでたたいたりとか、転地返しをしたりとかいうようなことで菌の密集

を避けるということではないかと思います。あと、健全苗の確保、それから発病株の除去、拡散防止ということで、発病した芋の根とか、からをその場に置かない、持ち出すというようなことです。圃場の排水性の改善、これは枕畝を作らなかつたりして排水をなるべく効果的に行うというようなことになろうかと思います。

種子島の被害状況でございますが、11月19日、熊毛支庁農政普及課が取りまとめております。それによりますと、ちょっと区分けがわかりづらいんですが、被害の発生状況、甚大、多い、中程度、小程度、微程度の5段階で判定をしております。具体的には、面積の61%以上の被害が発生していれば甚大、面積の41から60%で被害が発生していれば多い、21%から40%中程度、3%から20%で小程度、3%未満の発生で微程度としています。

このような判定方法で調査した結果では、西之表市が1番被害が大きく、甚大が20%、多いが25%、中程度が15%、小程度が12%、微程度が22%、なしが22%です。南種子町が甚大が3%、多いが7%、中程度が15%、小程度が17%、微程度が8%。なしが50%、中種子町で概略、甚大は0%。多いが1%、中程度が15%、小程度が20%、微程度が25%、なしが39%の被害率で報告をしているところでございます。

中種子町の面積が、でん粉原料用カンショで470ヘクタール、安納芋100ヘクタール、焼酎用カンショ10ヘクタールの計580ヘクタールで報告をしておりますので、それぞれ被害率を掛けて被害面積を算出すると、甚大はなしで、多いが5.8ヘクタール、中程度で87ヘクタール、小程度で116ヘクタール、微程度で145ヘクタールとなります。しかし中種子町の被害は、今のところ基腐病の被害もあるものの、状況を見ますと、以前からあるつる割れ病による腐れや、梅雨時期の長雨による腐れなども多いのではないかとと思われるところでございます。

でん粉原料用カンショだけで申し上げますと、先ほどの行政報告でも述べましたとおり、9月14日に実施しました坪堀調査では、当初10アール当たり単収59袋見込んでおりましたが、実績では55.4袋となり、3.6袋、6.1%の減収となったところです。昨年の実績71袋に対して、71俵に対して、ことしの当初見込みが59俵となった要因としては、梅雨時期の長雨による日照不足や、局地的な大雨などによる影響が大きかったのではないかというふうに思われます。

以上、被害の状況を簡単でございますが、説明をさせていただきました。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 西之表は前から被害が大きいということで、新聞等にも出ておりました。これについて中種子はちょっと少ないかということですが、県の農産園芸課が基腐病への農家の対策として、早期収穫、残るかすを圃場から除去、土壌消毒することを挙げております。しかし、特効薬がない中で、今後どのような対策をとってしていくのかと。しかし、県が言う対策をとったにもかかわらず、基腐病が発生したという農家もおられます。

次期作に向けて基腐病への対応は町としてどうするのか、見解を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 基腐病への対応につきましては、島内及び本町で発生が確認されたことによりまして、鹿児島県農業開発総合センター策定の、サツマイモ基腐病防除対策マニュアルを基本に、熊毛地区農林技術協会作成のサツマイモ栽培農家の皆様へというチラシを、サトウキビ、カンショ振興会を通じて、栽培農家へ配布をしたところでございます。

次に、9月23日に中央公民館大ホールで、種子島におけるサツマイモ基腐病検討会を振興会役員、安納いもブランド推進本部、JA、各市町及び関係機関で開催をしているところでございます。

また、10月21日に、サツマイモ基腐病現地調査、意見交換会を開催いたしまして、西之表市の被害圃場の調査を行い、その後、生産者代表、振興会、安納芋ブランド推進本部、でん粉工場、JA、そして県議会議員の先生方、農林水産省、県、各市町などの関係機関によるサツマイモ基腐病の今後の対応策について意見交換を行っているところでございます。

10月22日には、熊毛支庁農政普及課長をチーフに、生産者、県、市町、JA、でん粉工場、酒造メーカー、集荷業者などによる熊毛地区サツマイモ基腐病対策プロジェクトチームを編成し、サツマイモ基腐病の防除対策を確立し、サツマイモの生産振興を図るため、今後の防除対策の推進と次期作に向けた栽培管理を、関係機関が一体となって取り組み、情報共有や普及指導の徹底を図るというふうになっているところでございます。

11月19日には、安納いもブランド推進本部の生産者に対して、サツマイモ基腐病研修会を開催しております。

また11月18日に国から支援策が出されましたので、11月25日付けでJA及び中種子町農業再生協議会から生産者に対し、サツマイモ基腐病対策に関する支援対策に伴う申請受付について文書を送付し、支援策を受けられるように対応しているところでございます。

なお、国の対応につきましては、副町長のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（土橋勝君） それでは、サツマイモ基腐病に関しまして、次期作に向けた対応について国の対応を御説明申し上げます。

基腐病につきましては、先ほど町長のほうから説明がございましたとおり、平成30年の秋に、鹿児島県、宮崎県、沖縄県において発生が確認されたところでございまして、翌令和元年産のサツマイモにつきまして、苗の消毒、排水対策、土壌消毒等を実施したところでございますが、収穫期以降、発生している地域が拡大したところでございます。

農林水産省では、サツマイモの生産者の方の不安を解消しまして、次期作への影響を最小限にとどめるために取り組みを支援するという事で、令和元年度の補正予算、甘味資源作物産地生産向上緊急支援事業を措置しまして、サトウキビの増産基金事業、こちらのほうでも基腐病を初めとするサツマイモの病虫害対策というものを追加したところでございます。令和3年産のサツマイモにつきましても、この補正予算と基金事業によって支援をしているところでございまして、

補正予算事業につきましては、先月の18日から昨日12月8日までの間、事業実施主体の公募を実施したところでございます。今後につきましては、農林水産省においてこの応募の書類を審査し、支援対象となる者を決定していく予定でございます。

一方、サトウキビの増産基金事業につきましては、12月中旬をめどとしまして、基金管理団体である鹿児島県の農業再生協議会のほうから、支援事業の公募が予定されているところでございます。

これらの事業の支援策につきましては、大きく三つの柱で構成されているところでございます。まず一つ目としましては、地域全体への支援策でございます。具体的には、ウイルスフリーの苗ですとか、種芋の調達に対する支援、予防・治療薬への支援、あと、防除用の機械の導入の支援などでございます。2番目としまして、被害の著しい圃場に対する支援としまして、土壌消毒に対する支援、ほかの作物への転換に対する支援というものがございます。3番目の柱としまして、サツマイモの生産を継続しながら、基腐病対策を促すための支援策としまして、令和2年産の基腐病による被害率が3割以上あった圃場に対しまして、10アール当たり2万円の支援、被害率が3割未満の圃場に対しましては、10アール当たり1万円の支援を行うこととしているところでございます。

中種子町としましては、国の支援事業を活用するとともに、町独自の支援策によって、サツマイモの生産者の皆様に支援する。そして、次期作を維持していくという考えでございます。なお、町独自の支援策につきましては、農林水産課のほうで、これまで支援をしている事業の拡充を行う予定でございます。なお、先ほど申し上げました国の支援事業に対する中種子町からの応募状況につきましては、農林水産課長に説明をしていただきたいと思いますところでございます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 農林水産課長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君） 農林水産課長。

○農林水産課長（里重浩君） 先ほど町長の答弁にもありました、サツマイモ基腐病対策に関する支援策に伴う申請受付について、JA及び中種子町農業再生協議会で、12月4日まで生産者から受付を行っております。そして昨日、8日付けで国の甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業のうち、カンショ生産性向上緊急支援事業、カンショ重要病害虫対策事業へ応募をしたところでございます。

申請をした生産者は248戸、253ヘクタールでございます。内訳としましては、青果用61名の48ヘクタール、焼酎用1名の0.7ヘクタール、でん粉用で186名の204.3ヘクタールとなっております。また、被害が3割以上の生産者は125名、143.5ヘクタールで、内訳としましては、青果用27名の24.2ヘクタール、焼酎用はゼロでございます。でん粉用で98名の119.4ヘクタールで、申請を昨日行ったところでございます。

また、取り組み内容としましては、まず、サツマイモの発生圃場の人数でございますが、先ほど申し上げましたとおりでございますが、そのうち、3割以上の面積の被害者につきましては、125名ということになっております。

事業の内容としましては、1番目に圃場の残渣処理、それから、ウイルスフリー苗及び健全な種芋の利用、苗及び苗床の消毒、それから、被害が著しい圃場への対策として、土壌消毒、堆肥の散布、他作物への転換、そして継続栽培となっております。その中で他作物への転換につきましては、84.2ヘクタール、継続栽培としまして、3割以上減収した圃場につきましては、143.5ヘクタール、3割未満の圃場としまして、109.5ヘクタール、総事業費で7,313万9,146円を申請をいたしております。

先ほどの副町長の答弁の中でありましたが、今、公募として申し込みをしたところでございますので、この事業について審査を受けて決定がなされた場合には、直ちにこの事業に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 農水省の支援をどうするのかっていうのは、今から質問して、その答えが出るかと思ったんですけど。飛び越えて答弁いただきありがたかったかなと思ったりもするんですが、鹿児島、沖縄、北海道の各JA中央会が甘味資源作物の生産振興やサツマイモ基腐病の対策について、与党国会議員に要望した翌日に、サトウキビは前年と同額ですが、澱粉用カンショについては、生産者個人1トン当たり770円上げて2万7,660円とすることが了承されております。そのあとに、農林水産省はサツマイモ基腐病の事態を受け、農家への支援策として定額補助を新設していますが、内容について説明を求めますと言おうとしたんですけど、先に答弁いただきありがとうございます。

国の支援条件の中に、来年産への対策支援を活用し作付けをする、先ほど説明がありました。それから植え付け前に、加工業者と契約をする、それから収入保険に加入するか、保険に関する説明を受けたことを示す確認書を提出する。3条件を満たす必要があるんですが、これについては詳しく答弁していただけていないんですが、要するに、被害を受けたその圃場を転作して、西之表が50町歩ぐらい、中種子から苗を調達して、カライモのあとにサトウキビを植えてると。サトウキビなら3年から4年ないしは、サトウキビでいきますので、そのあと、その圃場にカライモをつくれば、それこそ連作障害もなくなっておりますのでいいんですが、サトウキビがふえるのはいいんですが、それではサトウキビはふえるけど、でん粉用カンショが減ると。その場合はどうするかといえば、サトウキビの廃耕の畑に、カンショを植えるということをしていかないと、いつもサトウキビのことを私言うんですが、サトウキビだけがよかということでもありません。

ただ、これ一つお聞きしたいんですけど、次もカンショを植えるのが条件で、国から補助があるのか。サトウキビに転作する他の転作物でもよろしいんですが、その農家には被害の分については、転作をすればカンショはことしは植えないんだということで、その支援はないのでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 副町長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（土橋勝君） ただいまの御質問ですけれども、今議員がおっしゃった定額補助の部分でございますけれども、これは二つの支援策がございます。

まず一つ目が、ほかの作物へ転換する際にほかの作物へ転換する取り組みを支援するものと、もう一つは、引き続き栽培をしていく場合の取り組みに対する支援、二つございます。

一つ目の、ほかの作物への転換についてですが、こちらは、著しい被害が出たその圃場で、翌年サツマイモ以外の作物を栽培して、基腐病菌の密を低減していく取り組みというものでございます。こちらのほうにつきましては、サツマイモ以外の作物を栽培した後に再びサツマイモをつくるということが一つ条件になってございます。

もう一つが、栽培を継続する取り組みで、これは引き続きサツマイモ基腐病対策をしながら、翌年産、令和３年産もサツマイモの作付を続けていくという取り組みに対して支援をするものでございます。これらの支援策の補助率は、ほかの作物へ転換しそれが終わった後またサツマイモに戻ってくるという場合につきましては、10アール当たり３万円の支援となつてございます。もう一つの、引き続き栽培を継続していく取り組みに対する支援につきましては、基腐病の発生によって単収がどれだけ影響を受けたかで金額が変わってきてございまして、３割以上収量が減少した圃場については、10アール当たり２万円、３割未満の場合ですと10アール当たり１万円を補助するという仕組みになってございます。

これらの支援を受ける要件としましては、先ほど申し上げましたとおり、ほかの作物に転換する場合については、それが終わった後には再びサツマイモを植えつけるということが条件になってございます。また、栽培を継続する場合につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、加工業者と植え付け前に出荷契約を結ぶですとか、収入保険に加入している、あるいはその収入保険の加入について説明を受けたということを確認をとりましたら支援対象となるという仕組みでございます。

○議長（徳永留夫君） ８番、下田敬三君。

○８番（下田敬三君） 転作した場合、そのあとに、翌年かどうかわかりませんが、また、カンショ植えたら助成金が出るということですが、種子島は、ほとんど転作するにはもうサトウキビ植えて、先ほど言いましたように、３年か４年、そのあと、カンショ植えたら助成金が出るということですか。そのときに。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（土橋勝君） 先ほどの支援策ですが、事業計画を出しまして、国のほうで交付決定をした後、交付金が配られるものとなっています。そのあとキビを植えて、３年後４年後に再度、再びサツマイモを作付けるかどうかにつきましても、国のほうでは、そこは継続して確認をしていくとしているところでございます。

○議長（徳永留夫君） ８番、下田敬三君。

○８番（下田敬三君） 先ほど支援状況について私が言いましたが、その三つの支援条件がありますよね。それでこの中で一つでも欠けたら、支援はされないということですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然国の支援策でございますので、すべてのサツマイモの生産農家の皆さんに、国の支援を受けていただけるような方向付けというのは、我々行政、そしてまた、農協、そういったところと連携をしながら、1人の交付漏れがないような対策はしっかりとっていく所存でございますので、そこら辺は御理解いただければと思っております。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 今回ちょっと質問が多くありますので、カンショについてはここで終わりたいんですが、今、農協の職員とか、役場の農林水産課含めて、職員がみんな大変御苦労されていることは私もわかっております。なるべく農家が損をしないように、でん粉業者も守って、農家も守って、という形でぜひお願いしたいと思います。

次に、サトウキビへの増反についてですが、今期の集荷開始があした10日から始まりますが、見込み単収は、先ほど町長が、中種子町が6,100キロ、1番高く、種子島全体の平均が5,645キロという低単収が見込まれております。糖度については今後寒が入れば上昇されると思いますが、厳しい作になるのではと心配されますが、6月議会においても新規作付農家を含めた増反についての質問をしていますが、それ以降の1市2町の対応について説明を求めます。

まだ半年しかたっていないことですが、現状でよろしいですのでお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 増反に関する対応につきましては、6月22日にサトウキビ生産対策協議会を開催して、令和2／3年期の面積確認調査の結果を報告しているところでございます。繰り返しになりますが、中種子町で1,152ヘクタール、前期より13ヘクタールの増反、西之表市で582ヘクタール、前期より31ヘクタールの増反、南種子町で442ヘクタール、前期より7ヘクタールの増反、種子島全体で2,176ヘクタール、前期より若干であります。51ヘクタールの増反となったところでございます。

7月14日に、種子島地区糖業振興会幹事会を開催いたしまして、令和3／4年産サトウキビ、新植目標面積の設定の考え方について協議をしているところでございます。9月には、令和3／4年産、夏、秋植えが始まることから、令和3／4年産の目標面積設定を行いまして、サトウキビの増産推進に資することが確認されたところでございます。

7月21日に、種子島地区糖業振興会総会がありまして、幹事会より提案された令和3／4年産サトウキビ新植面積の設定の考え方について承認をしたところでございます。

10月21日に、2回目のサトウキビ生産対策協議会を開催しております。令和2年度サトウキビ生産性向上緊急支援事業として、国の2次補正が組まれたことから、夏植え、秋植えの新植に対して、地力増進対策、農作業の委託、肥培管理対策の各メニューを広報紙に掲載し、生産農家にチラシを配布して増反推進を行いました。11月末現在で、夏植えが22ヘクタール、秋植えが61ヘクタール、合計で

83ヘクタールとなっているところでございます。

11月18日に、2回目の種子島地区糖業振興会幹事会を開催いたしまして、令和3／4年産サトウキビ、新植面積、夏、秋植えの進捗状況について確認をしております。目標面積が89ヘクタールに対して83ヘクタール、93%となっております。

12月7日には、中種子町キビカンショ振興会委員会を開催して今後の増反推進について協議をしているところでございます。

12月8日には、3回目のサトウキビ生産対策協議会を開催しております。これまでの夏植え、秋植えの状況を踏まえまして、また基腐病対策として、基本的な連作障害、これの対策としてのサトウキビとの輪作体系を強固に推進して、今後の春植えの面積を確保するため、キビカンショ振興会とサトウキビ生産対策協議会はしっかり連携をとりながら、増反推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。現在までの、6月以降の状況ということが、このような状況で推移をしているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） 私は、増反についても、きょう言う品目別経営安定対策についても、一般質問するたびに同じことを質問するなあと、町長は思われているかもしれませんが、このことを言い続けなければ、もう本当に心配です。以前から大型農家の増反については、もう限界があると訴えてきております。刈り取り班に携わり人員が少なくなり、刈り取り自体も危うくなってきております。さあそれでどうするのかということで、新規で手刈り農家をふやすことにつきます。そこで問題になるのが品目別経営安定対策の壁です。1ヘクタール未満の農家は、作付面積の半分以上は、委託作業しなければ出荷ができません。少ない面積で委託作業をすれば収益がなくなり、結局、作らない方がましだと諦めることになります。この壁を数年間でもいいので見直してもらい、増反に向け希望が出るように思いますが、この事業は中種子、種子島単独で変えてもらうことはできません。鹿児島県と沖縄県とで足並みをそろえて国に陳情するべきではないでしょうか。

町長の見解と、もしこの農林水産省の、副町長が、今は違いますけどおりますので、この見直しはできないものでしょうか。陳情もすることも含めて。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この品目別経営安定対策自体を、今、議員のほうからは、この壁を超えないと、というような御質問でございましたが、これを壁ととらえるのか、どうなのかというところがやっぱり見解の違いになってくるのかなと考えているところでございます。この品目別経営安定対策につきましては、農畜産業振興機構から支払われる甘味資源作物交付金の交付を受けるには、一定の要件を満たして制度に加入するための要件を審査し、申請の手続が必要となることは御存じかと思います。

この交付金の対象要件として、認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、そして特定農業団体や、収穫面積の合計が1ヘクタール以上である生産者、収穫面積が4.5ヘクタール以上である協業組織などとなっているところでございます。

また1ヘクタール未満の生産者は、基幹産業の2分の1以上を委託すれば、経営安定対策を受けられるということは御存じかと思います。

平成30年度までは、その基幹作業の耕起・整地それから株出し管理、植え付け、防除、中耕培土、収穫のいずれか3分の1以上委託すれば交付金の対象となる特例措置でございました。しかしながら、平成31年度から特例措置がなくなっておりまして、基幹作業の合計のうち最も実面積が大きい基幹作業を2分の1以上委託すれば交付金の対象になるという本則、特例が撤廃されて本則に戻っているところでございます。

御質問の、そういった特例措置というか、今までの特例措置なり、品目別経営安定対策の1ヘクタール未満というような壁を撤廃するよう要請するべき、求めるべきではないのかという御質問に関しては、この制度は今まで特例措置をとってきた、そして今本則に戻った。そのような中でまだ数年しか経過していない状況にあること。それから、国の施策としては、担い手に農地の集積を行うということが概略、目的としてはそこではないのかなというふうに考えております。私は受けとめております。そういった中で大規模農家や生産法人などの育成を推進していこうというような考え方の法律ではないかなと思っております。

そういう観点も踏まえますと、なかなか全てにおいてそれを直ちに国に県と連携して、と言われても、なかなかそこら辺は話はしておりますが、県のほうもどのような対応するのかというふうなことになるっていくのかなというふうな感覚を持っております。とはいえ、この離島でございます。人口的にも島全体でも3万人を切っているような状況、就農者の数から考えましたときに、大きな国内にある山地とはまた全然違う体系の農業の地域である中種子町でございますので、議員の言う1ヘクタール未満の生産農家の皆さん、これもとても大事であるということはもちろん私、これは私も議員さんと同じ思いでありまして、これまでもサトウキビに対する各種補助事業などを実施し、交付金申請団体でありますJAなども連携し協力しながら、しっかり対応させていただいております。そこら辺も踏まえてしばらくはこれまでの対応をしっかり引き続き行いながら、経過を見守りたいというふうに考えているところでございます。

当然のことながら、こうだから、この決まりがあるから交付金が受けられないからやめましょうとかそういった農家さんが1人でもいないように、我々そこら辺、横からのサポートができないものかということはしっかり関連機関と協議しながら進めていきたいと考えておりますし、現に進めております。また、そういう思いっていうのは議員さんの思いもありましょうし、農家の皆さんの思いもあるかと思います。そういったところにつきましては、農家さんからそういう要望がございますというような観点から初まって、関係機関、団体とそこら辺しっかり連携をとりながら協議をしながら、国に対してはそういった現状もあるということも報告をしっかりと、大規模・小規模関係なく、農家の皆さんが営農しやすい環境をつくっていくというのはとても大事なことだと思いますので、そこら辺は状況見ながら、県や国ともしっかり話を進めていきたいというふうに考えております。

今その法令の問題、時期的な問題、流れの問題の中で、今じゃあ県内いろんなところで一致団結して、要請活動をやりたいというような状況にはちょっと今ないのかなというふうに考えておりますので、おっしゃる意味は十分理解できておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 8番、下田敬三君。

○8番（下田敬三君） ちょっと時間がありませんので、副町長に一つお願いがあります。副町長は今までの副町長と違って、農林水産省から出向という形でいられていますので、品目別経営安定対策というのは、基本的には水稻がまず走りの、中間管理機構も一緒に、水稻で畑作作り、離島の、町長が言われた離島というのは、もう副町長も大体わかっているかと思いますが難しい圃場ですよ。だからそういうのも、農水省とも話があるんだなという中で、どんなものかという、こう意見もしていただいて、少しでも何か光が見えたらと思います。またよろしくお願いいたします。

次に、私はきょうのこの質問通告を11月20日に事務局に提出しました。わずか1ヶ月に満たない審議で、ちょうど1週間前の12月2日に改正種苗法が参議院の本会議で可決成立となりました。種子島の作物でも心配されるのがサトウキビ、でん粉用カンショなどが心配されますが、どのような影響が種子島に発生するのか、説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今月初めにも改正可決された法案でございまして、この根本的な法の考え方としては、国内の優良な種苗、これが国外へ無断で流出したり、その地域で確保している種苗が他の地域へ持ち出されたり、というようなことを防ぐ法律であるというふうな基本的な認識を私はしているところでございます。いろんな情報が入ってくるので不安に思われる方も多々いらっしゃるかもしれませんが、私はそういうふうにこの法律は捉えております。

若干説明をいたしますと、この種苗法の改正につきましては、来年4月から国に新品種を登録した開発者は、その品種の栽培地を国内の特定の都道府県に限定できるようになり、違反があった場合は差しとめや損害賠償を請求できるようになるということでございまして、また、農家が新しく登録された品種を自分で育てて、種や苗木を採取し、次期作に向けて利用する自家増殖を行う場合、開発者の承諾が必要になるように変更されたようでございますが、島内におけるキビ、カンショに関しては、何ら変わることなく、今までどおりと変わらないというふうな認識で、問題はないのではないかとこのように考えております。

詳しくは、せっかくですので副町長のほうに答弁させたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（土橋勝君） 御質問のございました改正種苗法についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、近年日本のブドウですとか、イチゴといったものが海外に流出しまして、流出していった先で増やされて、さらにそこから違う第3国のほうに輸出されているというような事態が生じているところでございまして、我が国としましては日本の農林水産物の輸出をこれから進めていこうという中で、

かなり影響が出ているところでございます。

また、そういった品種開発をされた方には育成者権というものが付与され、育成者権というものを立証するための裁判があるところでございますけども、なかなかそれも品種登録時の種苗との比較栽培が必要だとか、いろいろななかなか立証するのが難しいような状況になっているところでございます。そういった状況がございまして、海外の流出防止ですとか、育成者権の許可なく無断でふやすことができないようにして、品種を開発された方が持っている育成者権というものを活用しやすくするために、種苗法を改正したところでございます。

議員御案内のとおり、今月 2 日に衆議院本会議で可決され改正された種苗法は、2 段階で施行されることになってございます。

一つ目が、品種の開発をされた方がその品種をどこで栽培するのかといったことを限定できるという部分、そこが来年の 4 月から施行されます。また、登録された品種の自家増殖について、それを許諾制にするというものが再来年の 4 月から施行されることになっているところでございます。

新聞等では、法改正により自家増殖が禁止され、農家の方の負担がふえるのではないかというような報道もなされているところでございますけども、現在も登録された品種につきましては、許諾を受けて増殖をしているというところでございます。また、その自家増殖に許諾が必要になるというものは、国や県の試験場が年月と費用をかけて開発して登録した登録品種に限ったことで、地域のいわゆる伝統的な品種である在来品種ですとか、品種登録がされたことのない品種、あるいは品種登録の期限が切れた品種、それは一般品種というものでございまして、それらについては許諾制の対象外となります。

さらに新しい品種につきましては、試験研究機関のほうでも、農家の方に使ってもらわないと意味がないというふうに考えているところでございまして、議員が御懸念されている許諾料についても、それほど高いものにはならないというふうに考えているところでございます。

また、登録品種を自家増殖する場合の許諾手続につきましても、農家の方のお手を煩わせることがないように、農協等の団体がまとめて行うような仕組みにもなっているところでございます。こうしたことから、今回の種苗法改正によって、農家の方の事務負担ですとか、許諾料がふえたりといったことはないというふうに考えておるところでございまして。

○議長（徳永留夫君） 8 番、下田敬三君。

○8 番（下田敬三君） サトウキビの自家増殖は、今できるのは 8 号だけですよ。

農林 8 号、それであと 22 号、18 号、それからのはるのおうぎも。先日のチラシに原料用に全部出してくださいということで載っております。その辺をもう少しこう農家にも知らしめる。なぜこうなるのか、あとはどうなるか、副町長が説明したことを農家に知らしめるような何か手立てをとっていただければと思います。

次に、すみません。駆け足で。教育長に失礼なんですけど。

この頃、新聞報道等で虐待、いじめ、自殺、不登校と子どもたちが危うくなっていると多くの事例が発信されております。中種子町ではそれぞれの事案に対処

して教育環境改善を図っておられます。令和２年度予算に、増加傾向にある不登校事案に対し、福祉環境課及び社会福祉協議会と連携して適応指導教室を新設するとなっております。その進捗状況の説明を求めます。

○議長（徳永留夫君） 教育長。

〔教育長 北之園千春君 登壇〕

○教育長（北之園千春君） 適応指導教室の新設に係る進捗状況ということの御質問でございます。適応指導教室の設置につきましては、本町においても、不登校児童生徒が増加する傾向が見られ、早急に対応する必要があったことから、令和２年４月開設を目標に、令和２年度当初予算に、適応指導教室、愛称「フレンド コネクト」を開設するための予算を計上したところでございます。

開設するに当たり、設置運営について、福祉環境課福祉係が所管する国庫補助事業の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業が適用できるとの情報があり、これを活用し適応指導教室を令和２年４月に開設し、現在まで至っているところでございます。

この国庫補助事業は補助率７５％で、福祉環境課から本町の社会福祉協議会に事業委託されており、実施機関は社会福祉協議会となっております。また、適応指導教室を設置する場所の選定については、事業実施機関である社会福祉協議会の事務所が町の福祉センター内にあり、また、適応指導教室の相談員１人については、事業を担当する社会福祉協議会の職員が兼ねることから、福祉センター内の会議室１室を借用して備品等を設置し、適応指導教室を開設しております。

令和２年１１月で、不登校状況の中学生９人おりますが、そのうち、適応指導教室に通級しながら学校への復帰を目指している生徒の総数は７人です。不登校と通級の日数については、生徒それぞれで出席状況が異なっております。例えば、１１月の登校すべき日数１９日のうち、通級日数が１番多い生徒は１６日でした。この生徒につきましては、学校にも通常登校しており、その２日を合わせて１１月の出席日数は、１９日のうち１８日となっております。ちなみに、全く通級しなかった、利用しなかった生徒は２人でございました。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） ８番、下田敬三君。

○８番（下田敬三君） 不登校の生徒は、単純に簡単に考えると、いじめで学校に行かないのかなと私なんか思うんですが、決してそれじゃなくて、やっぱりいろいろ家庭の中とか、本人の性格とかあつてのことだと思います。ただ、勉強はしたいけど学校に行けないということで、こういう教室を設けてくれたことは大変感謝しております。

もう少し、教育長もゆっくり話してもらいたかったんですけど、時間がもうありませんので、またの機会にします。

これで私の質問を終わります。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね １１時 ２０分からとします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩 午前11時9分

再開 午前11時18分

―――○―――

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、橋口渉君。

〔2番 橋口渉君 登壇〕

○2番（橋口渉君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。

2020年もいよいよ最後の月になりました。ことしも残すところ20日余りとなっております。ことし1年間を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染の年で、町内におきましても国内におきましても全ての行事が中止、そしてまた縮小となり、町民の方々も心苦しくつらい思いをした1年ではなかったかと思います。

感染者数におきましても、12月7日現在において、全国で累計感染者数16万4,496名、死者数2,397名。それで鹿児島県におきましては、累計感染者数683名、死者数13名というふうな結果が出ております。しかし、まだまだ終息が見えません。この新型コロナウイルス感染におきましては、終息が見えない、今後も大きな問題ではないかと思われます。毎日のように、感染者数過去最多とテレビ等でも発表されております。先日は、喜界町でも2例目のクラスターが発生し、最近では、きのうおととい、12月7日は徳之島でもクラスターが発生しました。また、12月5日屋久島町のほうでも1名の感染者が出ております。鹿児島県の離島におきまして、種子島でも他人ごとではないように思います。この全国的にもふえ続けている新型コロナウイルス感染者、幸いにしてまだ種子島のほうでは感染者が確認されておりません。この状況を今後もずっと持続していかなければならない大きな問題ではないでしょうか。

また、全国では経済効果に向けGoToトラベルがスタートされ、国民の動きはテレビ等でも毎日のように報道されていきました。また、11月3連休におきまして、「我慢の3連休」を国からも呼びかけておりましたが、たくさんの国民が観光地へ出向いている様子がテレビ等でも報道されております。確かに、経済効果においても最重要な課題だと思います。しかし、医療体制の整っていない、また、感染リスクの高い高齢者の多い種子島、そして中種子町におきましては、コロナ感染対策は、これからも最重要視していかなければならない大きな問題ではないかと思います。

そして、これから迎えます年末年始に向けまして、島外者の方々の出入りがさらに多くなると考えられます。種子島においては、離島であるがゆえに空と海の玄関口である港と空港を感染強化することが最重要ではないかと思います。現在、高速船乗り場の鹿児島港では、また、空港でも同様と思いますが、サーモグラフィーを使って感染予防対策を行っております。もし高熱の方が発見されたときの対応はどのようにされるのかがとても不安に感じます。高熱があってもそのまま

乗船できるのかどうか。通告書にありませんが、もし回答がいただけるのであれば、回答を町長のほうにお願いしたいと思います。

また以前、1市2町の首長によりまして、来島者の方々へ自粛の呼びかけをした経緯がございます。今後、年末年始に向けましてこのような試みがあるのでしょうか。今後も町内ではなく、島内に感染者が出ないための策を1市2町が一つになって取り組んでいく必要があると思います。

それでは質問に入ります。この終息の見えない新型コロナウイルス感染対策に対しまして、年末年始の水際対策の強化が今以上に策があるのかどうか。また現状のままなのか。また、年末年始等の休暇中、保健所並びに医療機関での緊急対応は可能であるかどうかお伺いします。

これから先の質問は質問席にて行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 新型コロナウイルス感染症の発生状況等に関しましては、ただいま議員のほうから詳しく御説明いただきましたので、割愛させていただきますが、特に御質問の中の、大変不安に思っておられるであろう、年末年始に向けての水際対策、また、医療機関などの対応、そういったものがどのようなことになっているかということに対してお答えいたしたいと思います。

現在、水際対策として、ここも議員の説明とちょっと重複いたしますが、県管理の施設であります鹿児島南埠頭では、サーモグラフィーカメラを設置しまして、対応が37度5分以上の方に対しては、県から船会社へ連絡し、船会社から乗船のお断りを行っているところでございます。また、種子島空港では、来島された方に対してサーモグラフィーカメラにより検温を行い、体温が37度5分以上の方に対しては、宿泊場所や滞在期間など調査票に記入していただいて、町の保健師が追跡確認を行う体制をとっておりますし、また航空機に関しては、鹿児島空港のほうでも、サーモグラフィーを使いチェックをして、係員が対応しているところでございます。船便、空便、水際対策の基本としてはそういうやり方を今、県が中心になってやっけていただいているところです。これに関しては、コロナ感染症発生当初から、我々、また議員の皆さん方が、県のほうにも強く要望していただいているということで、県のほうも慎重に対応していただいているところでございます。

11月に入りまして、議員がおっしゃるように、札幌市や大阪市など全国各地で新型コロナウイルス感染症の感染者が激増しておりまして、第3波とも言われております。国の政策でありますGoToキャンペーンについても、札幌市や大阪市の11月24日から12月15日までの3週間、割引の対象から外すことを決定しております。鹿児島県の塩田知事に関しましては、11月23日に行われました全国知事会の新型コロナウイルス緊急対策会議の中で、県内の感染状況、軽症、無症状者が多く、医療体制はまだ逼迫していないというようなことから、感染拡大地域から県内への旅行に対し、現時点での鹿児島県への来県自粛を呼びかけることは考えていないというふうな発言をしておりますが、これも変動する可能性はあるもの

と認識しております。

そのようなことを考えまして、先ほど議員からございましたように、離島、特にこの種子島への来島自粛要請などに関しては、今後状況を見ながら対応をしっかりと1市2町連携をとりながら対応していきたいと考えております。こういったことを含めまして現在、県が実施している水際対策を引き続き、より一層継続しながら、強化していただきたいと考えておるところでございます。また万が一、島内で感染者が発生した場合などは、県や1市2町で連携をとりながら、来島自粛などの要請などを検討する必要性は当然あると考えております。

年末年始の休暇がございます。この間における医療機関、保健所におけるの緊急対応、施設対応の体制についてでございますが、以前の医療体制は、発熱などがあり、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、医療機関へは直接行かず、帰国者・接触者相談センターである西之表保健所へ相談し、帰国者・接触者外来の受診が必要かを判断して、医療機関を受診していただくとなっておりますが、11月1日から、新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて、受診相談体制の変更を行っております。変更内容につきましては、帰国者・接触者外来を廃止して、発熱患者などの診療または検査を行う医療機関を診療検査医療機関と指定し、地域におけるかかりつけ医などの身近な医療機関が発熱患者などの診療検査を行う体制となり、種子島島内では、四つの医療機関が指定されているところでございます。

そして、発熱などの症状がある方は、病院へは直接行かず、かかりつけ医に相談し、かかりつけ医が検査を行うか、診療検査医療機関を紹介することになっている状況でございます。また、帰国者・接触者相談センターであった保健所を、受診相談センターと名称変更し、かかりつけ医がいない方や、相談する医療機関を迷った方などは、受診相談センターである保健所へ相談することとなっているところでございます。

医療機関の体制としてはそのようなことでございますが、特に年末年始の休暇時における医療機関、保健所においては、緊急対応の体制ではございますが、年末年始にかかりつけ医が休診の場合は、受診相談センターである西之表保健所へ連絡して、保健所が受診の調整、病院の紹介をするという形をとっております。また、休日当番医と連携をとりながら調整を行うことになっているところでございます。そういうようなことで、西之表保健所は年末年始も24時間体制で対応を行うこととなっておりますので、防災無線などを通して町民の皆様へは周知を図っていきたいと考えているところでございます。

我々行政サイドとしても、可能な限り対応するべきところは対応しなくてはいけない大きな問題であると認識をしております。それぞれに対応をしっかりとしていくよう指示を出していますが、行政の対応のみで賄い切れない部分というものもあるかと思えます。やはり自己防衛、これも最大の水際対策につながるものではないかというふうに思います。特に、御家族、御親族が帰省などで来島される方などは、事前の健康観察に御留意いただくとか、帰省後は家の中でもマスクを着用していただくとか、トイレ等共用の部分に関しては、小まめに消毒をしてい

ただくなど、それで3密、いわゆる3密というのは、密集、密閉、密接を避け、感染リスクが高まる五つの場面、これに注意していただくことなど、この五つの場面といいますのが、特に、飲酒を伴う懇親会などがやはりリスクが高まるということでございます。これは注意力の低下であったり大声での会話、こういったものが感染の原因になり、また、回し飲みや箸の共用がリスクを高める、当然、飲食の際はなかなかマスクをつける機会が少なくなってくるというようなことで、飲酒を伴う懇親会などで注意をしていただきたいということ、それから、大人数や長時間に及ぶ飲食など、また、当然飲食の場以外でも家庭にいる場合でも、マスクをしての会話に心がけていただくとか、狭い空間での共同生活などとなっており、移動中の車内などでも、エアコンで外気を導入して換気に注意していただくとか、そういった細かな部分での配慮をしていただくことが、防衛手段にもなるのではないかなと思います。

あと一つ、喫煙場や更衣室、そういった場所が変わったところで油断して感染するようなこともあったりでございますので、いろいろこう3密に始まって、五つの場面などがあり、また東京都知事がおっしゃってございました五つの小プラス1、小皿で食べましょう。小声でしゃべりましょう。小1時間以内のあれにしましょう。小人数で。小まめに換気しましょう。プラス心遣いという5プラス1、こういったことが盛んに言われております。こういったことを、やはり我々も町民の皆さんに、これから先年末年始に向けてはしっかり集中して、自己防衛という観点から注意をしていただく必要があると思いますし、議員の皆様方にもぜひそういった場面においては、そういったことをしっかり気がけていただいて町民の皆さんにも御指導していただき、1人の感染者も出さないように種子島一つになって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま町長のほうから答弁等いただきまして、保健所に関しましては、24時間体制で対応してくれると。あと、医療機関に関しましては、発熱外来ということで、先日、新聞等々でも4医療機関が発表されておりました。そういったことで年末年始に向けてのことにつきましては、若干安心できるのかなというのは感じております。

それと、37.5度以上の利用者の方々は乗船できず、というふうなことでありますので、そういったのは十分と今後も注意をしていただければと思います。

というのは、私たちも介護施設で働いているのですが、現在町内におきましても、介護施設、福祉施設、また訪問通所系のサービスにおきましても、もし町内で島内で感染者が確認された場合には、介護福祉施設では、多分面会中止、あるいはまた訪問系・通所系におきましては休業というふうなところもございます。各事業所によって異なっておりますけども、現在も島外者との接触があった場合には、1週間なり2週間なり利用ができないというところもございますので、そういった点も十分と組んでいただきたいなと思います。今後また感染者が出た場

合には、休業及び廃業というのも考えられますので、高齢者の方々も大変不自由をなさるんじゃないかと思います。そしてまた全国的にも介護施設等が110以上の廃業が出ております。そういったことを踏まえていただき、今後ウイルス感染症に対しましては十分と注意を促していただきたいと思います。

先ほど町長からも出ましたけれども、こういった問題も防災無線、またあるいは広報等を通じまして、町民の皆さん方へも広報していただければ安心感も出るんじゃないかと思います。今後も感染者の出ない種子島を守り続けていく努力を島民みんなで考え、そしてまた3密を避け、島民みんなで感染者の出ない努力も必要になると思います。この問題は、1市2町の問題として島内が一つになり取り組んでいく課題だと考えられます。今後も真剣に考えていく必要があると思い、また1市2町の首長さんたちが一つになって、この問題に、多分今も一つになっていろんな対策をとっておられると思いますが、今後も十分と町民島民の方々の生命を守っていただきたいなと思います。このことを切にお願い申し上げまして、コロナ感染につきましては、これで終わりたいと思います。

それでは次に、ことし10月に接近しました最大級の台風10号というふうなことで、避難所の教訓を得て、今後の中種子町における避難場所についての質問に入りたいと思います。

避難は、台風だけではなくありません。いつ起きるかわからない地震、そして津波などの自然災害の避難に向けての避難場所の確保。現在、中種子町では、避難場所としまして、野間小学校を除く各小学校の体育館、福祉センター、中央公民館、中央運動公園、中種子中学校、そして指定緊急避難場所としましてベニーハウス、旧増田中学校の12施設が確保されているようでございます。台風10号では、275名の町民が避難されたと伺っております。これは指定された避難場所での人数だと思えます。避難場所以外へ避難された方々も多数おられると伺っております。

避難所の中で、今回は星原小学校への避難が68名と1番町内でも多かったように伺っております。これは高潮というふうなことでかなり報道でも出されまして、浜津脇集落並びに牧川集落の方々の避難が多くあったのではと思われます。私もちょうど星原小学校の避難に携わっておりましたが、今回は、コロナ感染対策で間隔をあけての避難でした。通常でありますと、星原小学校は175名の収容人数だと伺っております。それに対しまして、今回はコロナ対策ということで、体育館の収容人員は50人までとのことでした。68名ということで18名の方がオーバーしたんですが、この方々は校舎内の避難で対応していただいております。今回の避難におきましては、消防分団、そして区長さん、集落長さん、そして行政が一つになり、避難者への対応がなされました。まさしく共助の取り組みではなかったかなと私は思っております。

まだ今後終息の見えない新型コロナウイルス感染対策に対しまして、避難所での感染対策、そしてまた、現在の指定避難場所だけの対応が可能かどうか、先ほども言いましたが、175名の体育館の中に50名とのことでしたので、そういった形の中で、予備的な避難場所の確保は今後考えていないか、町長にお伺いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 災害時における避難所につきましては、町民の皆さんの安全性を確保する観点から、町内に指定避難所10カ所、指定緊急避難所2カ所を指定しているところでございます。

今回の台風10号、これは一時は過去最強クラスと言われ、特別警報の発表も予想されたことから、町が接近前の早い段階から警戒本部を設置するとともに、中種子中学校と保健センターを避難所として開設し、町民の皆様へ早目の避難を呼びかけたところです。

議員と重複いたしますが、避難者数は275名となりまして、コロナ禍における超大型台風の接近というこれまでにない状況下での対応となりましたが、避難者の皆様には、受付時での検温、消毒や体調チェックリストによる健康状態の申告をしていただきまして、また、場内では間隔を十分保つように御協力をいただきまして、感染症対策を実施したところでございます。

また星原地区においては、地域の方々や消防団員の皆さんが中心となって、感染症対策や高齢者などに配慮した3密の回避に向けた自主的な避難所運営というものを実践していただきました。災害時には、行政だけの力ではなく、自助・共助といった、町民一人一人や地域の人々が協力した災害への対応が必要となってきます。我々から見ますと、非常に先進的な事例を実践していただいたというふうに感じており、心から感謝を申し上げたいと思います。

今後の対応といたしましては、さきの9月議会で御承認をいただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした避難所用の間仕切りや、テント、段ボールベットなど、防災備蓄品の整備を行っているところでございまして、3密対策を含め、さらなる避難所体制の向上を図ってまいりたいと考えております。

なお、地域防災計画で指定されている避難所などの数は12カ所でございますが、大規模災害時において、指定避難所では不足する場合は、各地域の公民館や町内のホテル、旅館など、民間施設管理者に避難所としての開放の御協力をお願いするなど、官民が一体となった災害への対応が必要になると考えておるところでございます。当然、台風での避難なのか、地震での避難なのか、そういったことにおきましては、緊急避難で避難をする場所、それと避難所としてそこで2週間3週間、もっと長期にわたる避難所生活をしていく場所というものがまた種類が違ってくるのかなと考えておりますので、避難所として長期にわたる生活を強いられるような災害の場合は、当然、国や県にさまざまな要請をして対応していただくことはとても重要なことだと思いますし、それに向けてのイメージづくりというものはしっかりしていく必要があるなと考えております。あと、避難してくるよりも自宅にいたほうが安全な場合というものもあると考えますので、やはり町民一人一人の皆さんが、いや、出て行くよりも自宅にいたほうが安心だとか、ここは強固なので心配要らないとか、そういったこともいろいろ事情から考えていただくような方向で、また周知、勉強会等もできればなと考えております。

コロナの影響でいろんな集会、いろんな会合というものがなかなかやりにくい状況にはなっておりますが、そういった中でもいろいろ協議を進めていきたいと

考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま避難所生活云々等も出ました。またホテル等も今後は、というふうなこともありまして、台風に関しましては、大体1日から2日の避難かなというのは感じるんですが、地震、津波等におきまして、台風もですけれども、長期の避難が出た場合にはそういった形での対応というようなことでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難場所での対応としまして、障害を持たれている方々、そしてまた、高齢者の方々におきまして、実際に、体育館は床の上でございます。床の上での就寝は大変なものがあつたようでした。一晩泊まって、ある高齢者の方の声を聞きますと、一晩泊まってもう避難はできないというふうな声もありました、実際に。そういったことで、先ほども言いましたが、台風は1日2日で大体のことは難を逃れるんですが、長期にわたつての避難というのとも考えられます。それは先ほど町長のほうからも答弁があつたことに対策が求められるんじゃないかと思ひますけれども、現在、障害を持たれてる方々が車椅子を使って避難された場合に、野間小学校除く、私も各小学校の体育館、中種子中学校の体育館を実際に見てみました。ウォシュレットトイレというふうなことで、トイレ便器はきれいになっておりました。しかし、今のままで障害を持たれている、また車椅子対応の方々が現在のトイレが使えるかということになりますと、絶対にそれはできません。絶対についていうことは確信できませんけども、使えるような状況ではございません。入り口が狭い、トイレの中も狭い、そういった状況でございました。体育館の入り口にはどの学校もスロープが設けられております。スロープが設けられているということは車椅子も対応できるというふうな形で私は思うんですが、町長いかがでしょう。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 各体育館等に関してはスロープを設けておりますが、トイレまで車椅子が行くというところまでは整備がされていない状況というのは、もう十分確認しております。追つてそこら辺も含めて対応していく必要があるということ、当然議員の御指摘のとおりでございまして、今後また順次対応すべきものも必要あるのかなというふうに考えております。

どうしても車椅子でないと、というところで障害をお持ちの方っていうのは大変だと思います。いろんなことで。ですので、包括支援センター等が事前にそこら辺はお伺いをして、避難されるかどうか、そういったことも確認をしたりとか、そういったことでの努力もしております。そういった中でそういう障害をお持ちの方は、福祉センターのほうに優先的に入ってもらふとか、そういった車椅子でトイレにも行けるような場所というものを、逆にこちらはまず手始めにはすべきということで、前回は対応させていただいたところでございます。そういった情報というのが、まだ町民の皆様に伝わりきってない部分もあつたのかもしれませんので、周知に努めたいと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 台風の場合にはある程度気象情報が入ってきて、避難というの
も考えられますけれども、そういった形で今後、2、3日後に台風がきますから、
保健センター並びに福祉センターのほうに避難してくださいというのはあると
思われます。しかし、津波等において緊急な災害、そういったのが起きた場合に
もそういった対応をなされるのでしょうか。それとも何か策が考えられますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 津波、台風以外の災害等で避難をしなくてはならないとい
う状況下にあった場合に関しても、当然、自分で動ける人、自分で避難できる人
というのは、そういうトイレとか避難所での動きというのは制限されにくいもの
かと思います。ところがやはり障害を持ってる方は、制限されやすい部分はいろ
んな場面で出てこられると思いますので、そこら辺は、優先的に行政が対応して
いくつもりでありますので、全ての避難所において全てを完璧に整備をするとい
うことは短期間ではできない部分でもございますので、できる範囲の行政の対応
は精一杯やりますので、障害をお持ちの方でそこら辺の御不安をお持ちの方は行
政の対応でしっかりやっていきますので、御安心くださいという旨を伝えていた
だけだなと思います。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 現在のトイレでそういったのができないというふうな、今後ま
だ難しいということがありますけども、私が実際に体育館のトイレを確認してま
したところ、男子のほうはちょっと狭いです。確かに。男子の小便器がございま
せんので、女子のほうは若干スペースがあります。踊り場的なものがですね。そ
ういったところをちょっと利用して、ドアを外して、1カ所だけカーテン式にし
ても、最終で、緊急的な措置としてはそういった対応もとれるんじゃないかなと
いうふうなのも感じましたけれども、町長いかがでしょう。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 要は、障害をお持ちの方が避難所で1泊2泊される、もし
津波、火災、いろんな災害とかで避難するとなると、1週間、10日というような
状況の中では、体育館というより、やはり福祉センターであったり保健センター
であったり、そういったことが対応できる場面も必要になろうかと思しますので、
そういう人のためにトイレをというよりも、福祉センターや保健センターの対応
の充実を図ったほうが、その障害をお持ちの方が安心して、そこで1泊でも2泊
でもできるのではないかなと思いますので、当然地震、津波というのはいつ来る
かわかりません。なので、それが起きた際にでも、そういった方々は当然優先し
てそういったところへ避難をしていただき対策を我々取るべきではないかなとい
うふうに思います。

当然トイレに行くだけの対応ではなくて、やはりそういったケアが必要な方も
いらっしゃるかなと思いますので、そういったところで、その専門の係を保健師を
あちこちに分散し、配置っていうのはなかなかできない環境になろうかと思いま

すので、集中してそういったところで対応していくというのが、とても効果的で不便をかけないのではないかなと思います。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 私が言いたいことは、長期にわたるときにはそういった福祉センターなり、保健センター等々を使うのがベターだと思います。緊急的に、配備、避難しなければいけないといったときに、私も星原校区ですけども、浜津脇から保健センターまで行かなければならないのか。星原小学校の体育館はそこにあります。そういった形で、緊急、しばらくの間、長期にわたると、そういったところに対応できるところが1番ベターだと思いますけども、その点を私は伺いたいんですけども。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 障害を持ったり、けがをしたりした子どもさん。障害ではなくても怪我をしたりして車椅子で学校に通う子どもも出てくるかもしれません。なので、当然これから先そのバリアフリーという社会を形成していく中では、議員のおっしゃることは大事なことです。順次そういったこと、トイレの整備も含めて対応はしていく必要性はあると思いますし、今後、それを予算措置をしながらやっていく必要性はあるというふうに思います。

ただ、現状として、はい、わかりました。じゃあこの次やりますっていう、状況ではないということ。その避難の状況というのを正確にもう少ししていったようなことが必要なのか、どのようなことが障害を持った方が、車椅子の生活の方が対応、避難しやすく、一晩でも嫌な思いをせずにすますためにはどうしたらいいのかというところを考えることも並行して進める必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） ただいま町長からございましたが、今後の問題としまして、障害を持たれるという方々も、緊急避難場所へのスムーズな避難といいますか、そういった対策を今後考えていただきたいと思います。

それでは次に、今回避難者の中で、小鳥を飼っている方が、「この場所に避難できるかどうか」と避難されてきました。そのときの対応としましては、校舎への避難ということで対応をしておりましたが、町内におきまして、犬・猫等のペットを飼われている方々が多数いると思われます。この方々がどこに避難したらいいかわからないというふうな現状ではないでしょうか。

ペットを飼われている方々と、一般の方々が一緒に避難できるのかどうか。またペットを飼われている方々の避難場所は確保されているのかどうか、町長にお伺いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 問題点だと思います。対応していく必要性があると考えております。ペットを連れた人と、ペットを連れてない人が同じ場所で避難できるのかというのは、できません。また、学校に避難所を設けておる絡みもあります。

ので、学校にペットを連れてくることは、これもできませんので、それなりの対応を今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 今のところは、ペットを飼われてる方と飼っていない方の避難場所を分けるというのは、別に考えはないということで受け止めてよろしいですか。今後考えていくということですよ。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今回私も気づいたところでございました、ここは。今までちょっと想定していなかったということで、非常にペットに対する思いをいま一度考え直したところでございまして、今後、それら辺も含めて、ペットを連れた方と連れていない方は、同じ場所に避難していただくことはできませんので、対応を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君） 今後そういったことで十分と考えていただきまして、ペットを飼われている方、そしてまた飼われていない方々も、そしてまた、町長からも今後も考えていくということでした。

障害を持たれている方々、高齢者の方々も、スムーズな避難ができる体制づくりを考えていただきたいと思います。そしてまた、町民みんなが安心して生活できる中種子町を、町民みんなと一緒に考えていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね13時20分からとします。

―― ――― ○ ―――

休憩 午後0時2分

再開 午後1時13分

―― ――― ○ ―――

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き開き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番、戸田和代さん。

〔11番 戸田和代さん 登壇〕

○11番（戸田和代さん） それでは、私の質問に入ります。

質問に入る前に、ここ1年近く、新型コロナが世界全体が大きな問題とされ、新型コロナ対策で令和2年も幕を閉じようとしているところでございます。私たち種子島においては、まだ感染者が出ていませんが、私たち一人一人が自分の命は自分で守るという意識のもと、手洗い、うがい、マスクを生活様式に取り入れ、新型コロナにどう向き合っていくか。いま一度立ち止まり、耳慣れ・聞き慣れに

なりがちな近頃でございますが、これと向き合うために皆さんと頑張っていきたいと思います。暗いニュースばかりが朝夕に届けられていますけど、はやぶさ2は6年間の飛行を終え無事帰還し、技術者たちは万感の思いで微笑んでいました。宇宙探査の世界に新たな扉を開いたんじゃないかと思います。

さて、私たち種子島も1年中で1番活気ある時期に入ってきました。キビの操業はあす10日からということで、圃場を確認したり、また、工場、ハーベスターの点検も終えスタンバイに入っているところであります。と同時に、今年最後の子牛の競りが、あす10日、11日と行われる予定になっています。子牛価格も県下市場においても、高価格の取引がなされているようで期待をしているところでございます。

では、私の先に通告しておきました、町指定のごみ袋、また、ごみステーションの取り扱いについて質問させていただきます。

では、初めにごみ袋の取り扱いについて。新しくなった町指定のごみ袋は、外しにくい、破れやすいという苦情が多数寄せられています。

平成30年度から、西之表市・中種子町が共同で製作し、コスト削減等のために、同じごみ袋を製作するようになっていきます。前回と比べ、価格は1枚につき、何円か安くなっていますが、厚さも表示を見ると、前回と比較しても同じであります。加工段階の材料が違うのではないかと。前回のごみ袋の強度と同程度になるように、内容の見直しはできないかということでございます。

あとは質問席でさせていただきます。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 町指定のごみ袋につきましては、本町が単独で作成したところには、袋の代金が高いのでは。という町民の声もありました。また、議会のほうからも、ごみ袋代金を安くするための対策や、小袋、小さな袋の利用もしたいという意見もあるという御指摘があり、小袋の製作を求められた経緯もございます。そういった経緯を踏まえて、種子島地区広域事務組合を構成する西之表市と統一した指定袋の製作をすることによって、コストを下げられないかというようなことで協議をしたところでございます。

平成29年度から、西之表市とごみ袋を統一しまして、卸単価も統一しているところでございます。ただし、在庫が残っていたことから、29年度は既存のごみ袋も併用しまして、平成30年度から本格的な統一、ごみ袋の使用を開始しているところでございます。既存のごみ袋に関しては、大袋の方はもうほとんど既存のやつはなくなっておりますが、まだ小袋は大量に残っているようでございますのでこのご利用もお願いしたいと思います。

西之表市と統一後の平成30年度からは、西之表市の衛生自治会が指定ごみ袋の契約を統一して行っておりますが、今年度からの契約については、西之表市へ指名願を提出している2社による入札を実施しており、令和2年度から3年度までの2年間の契約を締結している状況でございます。

議員のおっしゃるごみ袋の規格等につきましては、可燃ごみ袋が厚さ0.025ミリ

メートル、材質は高密度のポリエチレン、安全グリップロール式、不燃ごみ袋の
大が厚さ0.04ミリメートル、小が0.035ミリメートルで、材質は低密度のポリエチ
レン、形状は可燃ごみ同様となっており、これまでの規格と同じでございます。
強度につきましては、仕様書での強度指定というのはしてございませんが、厚さ、
材質指定で担保しているような状況でございます。

しかし、議員から御指摘のあるとおり、破れやすい、底が抜けるなどの御意見
が町民から出されている状況でございます。その都度、西之表衛生自治会事務局
へ御指摘の内容を伝え、事業者には改善の要望を求めているところでございます。
また破損が見受けられたごみ袋については、店頭及び役場で商品の交換を行って
いるところです。本町からも事業者には直接連絡を入れて、仕様書に基づく品質の
確保体制の強化など改善に向けた対策を徹底するよう要望を行ったところでござ
います。事業者としても、制作過程の見直し、工程の見直しや、製品の品質確認
を強化し、改善を図るとの回答があったところでございます。

住民の方に対して御迷惑をおかけしていることについては、真摯な反省を求め
ることであり、実際事業者も深く反省をしておりますが、今後も改善に向けた企
業努力を続け、従業員教育も徹底し、適切な品質確保を西之表市と連携して求め
ていきたいというふうに考えております。

私もここ、一、二年のごみ袋の状況については十分把握しておりますし、私に
直接町民の皆様から、ごみ袋が破れやすくなっている、どうにかならないかとい
うような御意見も賜ったところでございまして、この辺につきましては、種子島
地区広域事務組合を構成する、管理者、西之表市の八板市長に対しても、強く私
のほうからお願いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解の
ほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 今町長が言われましたように、改善策は西之表と対策はと
っているということですが、町長、ごみ袋は買ったことありますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。ございます。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 価格までは覚えています。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 確かはっきりと覚えてないんですが、400円か500円かじゃ
なかったかなと思いましたが。高いなと思いました。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん

○11番（戸田和代さん） そのとおりでございます。

私がきょう見本に持ってきたんですけど、この袋で、前回のごみ袋の、中種子
町がしていたごみ袋は500円前後だったです。今西之表と一緒になってますから、
大で480円。これ1枚が約50円近くなります。それから小の方。小の方はこれです。
387円とか平均で店舗で違いますけど380円前後です。これは大型店舗、今の価格

は。商工会でも多分そんなに価格は変わらないです。商工会では、商工会の店舗は489円、これも370円、80円。変わりません。

それでごみ袋1枚につき処理料は何円入ってますか。大と小を教えてください。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（徳永留夫君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） お答えいたします。

可燃ごみ袋の大きが1枚当たり25円、これに消費税が課されますので、27円でございます。小につきましては、1枚あたり消費税込みで16.5円でございます。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） ということで、処理料が入ってるもんだから、結局1枚の値段が50円近くなるんですよ。前回の中種子町が作ってたごみ袋は、この取っ手がなかったです。この取っ手が。今回からこの取っ手がつくようになってます。これはごみ箱にひっかけるとか工夫がされているんじゃないかと思います。処理料が入ってる、それからいろんな印刷されております。

市販のごみ袋は、いろいろなごみ袋、確かにありますよ。市販のは、透明で10枚入って何も印刷されていません。リッター数というとな70リッター。ほとんどのリッター数は変わりません。こうしたところで10枚で110円で買えます。ということは、やっぱりこういう工夫がされたり、処理料が入ったりしているところで高くなっていると思います。

これが何で町民がクレームつけて、もう不良品、お店に不良品を売ってるようなものだというお店の方々も私に電話がきました。改善策で、担当の係の方にも、私も何回も来て言っているんですけど、今検討中とか、持ってきたら変えてくれますから、とか言いますが、町民はこれが破れたからって、1回1回役場に持ってきて変えないですよ、文句は言っても。

ですから、こういう高いごみ袋ですから、業者さんが依頼するところの会社が、恐らく中種子と西之表がされたときに、西之表が違う会社だったと思います。ですから、担当の方に聞いてみましたら、その入札の期間までまた1年幾らあると言われたんですよ。なかなかね、このごみ袋を1年半、町民は我慢して使うんだろうかと私は思いますよ。

そこら辺はどう考えてますか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今、町民の皆さんがお困りになってるということは十分私も理解をしておりますし、先ほども申し上げましたように、私のほうにも直接そういう相談が何件か来ておりますので、対処していきたいと考えております。

西之表市との契約案件が先ほども御説明いたしましたように、令和3年度まで続くという中で、どうにか対応ができないかというようなことで、まずは業者サイドにお願いをしているところです。今でき上がってる分に関しては、多分それを販売せざるをえない状況かと思いますが、製造過程に入ってるものに関しては、今以上に品質のいいものをつくっていただくようお願いをしておりますので、

今できているものがはけた状況になるとまたしっかりしたものが出てくるものではないかと期待をしているところでございます。

だから、あと1年半まだ契約が残ってるから、その間我慢してくれなんていう気持ちは毛頭ございません。次に制作する分からはしっかりしたものをつくってくださいというお願いをしっかりと引き続き続けていくつもりでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 中種子だけで解決する問題じゃないということはわかります。私たち住民も、やっぱりごみの出し方の勉強しましょうということで、先月の11月7日だったと思います。周辺の独居の高齢者とか、一般の女性の方を同行しまして、西之表の清掃センターまで行ってきました。

やっぱり実際に清掃センターに行くと、丁寧な説明がされて、ごみ袋はこういうごみ袋に入れないといけない、危険物はこういうものに入れて、ある程度この袋に入るものだったら、集落の拠点の収集のところに持っていったら、ここまで運んで来てくれて、ちゃんと処分をしますからということで、やっぱり行けば、こういうのは出していけないんだなあとか、こういうのは出していいんだなあとか、リサイクルできるものできないもの。ちゃんと作業員の方が袋から出して、1個1個丁寧にネジを外したり、コードを外したりやっています。ですから、やっぱり町民もそれなりに一生懸命、今頃はごみに対しては知識が高まってきております。帰りはマイクロバスの中で、いい勉強しました。作業員の皆さんにも、そんなに御苦労して、御苦労さんでしたっていうお言葉もいただいて、作業員の方は「いえ、これは僕たちがする仕事ですから」ということだったんですけど。やっぱり現場に行って、ごみ袋の使い方、仕分け方、そういうところを勉強を私たちは一生懸命にやっているわけですから、それにやっぱり、ごみをステーションまで持っていくには、家庭からごみを出さないとか、いろんな工夫をみんなで一緒にしようねということで、帰ってきたところです。

ですから、これがどうして破れやすいかというと、こうして引っ張っていくときに、ここが外れにくいんですよ、ここが。外してたときに、ここの下が割れたりするんですよ。ここが外しにくいっていうんですよ、ここが外しにくいって。ですから男性の方は、ごみ袋はあんまり使わないからわからないと思うんですけど、やっぱり少しのあれで、もうごみっていろんなものが入ってるから、やっぱり落としてまたそれを拾って入れ直してっていう苦労もあります。

また、ごみセンターの処理をしている方も、もう家庭のごみの汚いものを散らかしていればかき集めて、ほうきで掃わいてっていう、そういう現場の方にも苦労させますので、ぜひ早い段階で私は改善していただきたいと思います。それはよろしく伝えておきます。

それから次に入ります。

ごみステーションのことについてです。一部のごみステーションにおいては、簡易的な措置をしている場所では、猫やカラスのいたずらにより袋が破れ、道路や歩道にごみが散乱している状況が見られます。収集される業者が苦慮している

姿もあり、衛生・景観の面からも対策が必要ではないかと思いますが、町長どうですか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどのごみ袋の問題ですが、男性と言っても私も男性でございますが、ごみを捨てております。そのときにやっぱり気づくのは、前までのやつだと継ぎ目のところがパンってすればきれいに取れてたんですけど、今度のやつは何かひっかかって破けてしまったりするのもございますので、しっかりそこら辺の議員のおっしゃるところは、男性の私ですが十分理解しておりますので、強く申し述べていきたいと思っております。

ごみステーションで簡易的な措置をしている場所ってというのは、ほとんどじゃないかなと思うんですが、歩道に網を土手側においてあって、ごみを出すときだけ網をかぶせるっていうようなことの状況です。これに関しては各集落の規模や住宅などの分布状況とかそういったものによってステーションの数とかいうのは違うんですが、1カ所のみの方所の集落もありますし、たくさんある集落もございます。

また、資源ごみに関しては、拠点収集場所については、市街地の世帯数の多い集落で2カ所ほど設置されているところや、隣接集落と共同で設置しているところもございます。ほとんどの集落は1カ所で、公民館などを拠点収集場所、資源ごみに関しては指定しておるところでございます。議員のおっしゃるごみステーションというのは、可燃ごみ用のステーションのことではないかと思いますが、各集落内に設置しているごみステーション、これはそれぞれの集落で設置場所を指定していただいております。維持管理についても各集落で実施をしていただいておりますが、町の衛生自治会のほうから、資源ごみ拠点収集カ所1カ所につき7,000円のステーション管理経費というものを交付させていただいて、収集場所の看板やごみネットの支給などもさせていただいております。

簡易的な措置というのは、ほとんどのステーションは、しいて言えばブロックをちょっと積んでとかそういうふうな形で町内の数カ所、道路わきにネットをかぶせているというようなステーションなどがあり、このようなステーションが特に猫やカラスによってごみが散乱する状況というのは私も見かけることがございますし、把握しております。この集落におけるごみステーションに関しましては、やはり家の近くにごみステーションがあることを嫌う人もいらっしゃる、なかなかここがいい場所だなと思っても確保できなかったりとか、集落長さんや校区長さん、大変御苦労なさっているものもあろうかと察します。

そういったことでございますが、このようなステーションの状況に関しては、町民の皆様から役場のほうに連絡をいただいた時点で、ネットの破損等がないかそういったことを集落長さんにもお願いをしたり、役場のほうに出向いたりというようなことで対応しているところがございますが、なかなか一瞬にして、カラスや猫というものが散乱するものに関しては、対応しきれていない現状であることは事実でございます。衛生面や景観の面からも不適切な部分もあろうかと思っておりますので、各集落や町の衛生自治会とも連携しながら、適切なごみステーション

管理に向けた対策を講じていく必要があるなというふうには考えております。いかんせん、ごみステーションの場所、そういったものはやはり制約をどうしても受けてしまって、強固なごみステーションを設置できる場所ではなかったりというようなところも問題となっているようなところではないかなと考えております。

また、そういった場所に限って、注意深く見ておりますと、しっかりネットをかぶせて角材をのっけたり、ブロックとか石をちょっとのせたりして、網が開かないようにしてあるにもかかわらず、そのネットの上にごみをそのまま放置していかれてるやつが、カラスとか猫にやられてるっていうような現状も見受けます。そういったことも多いのかなというふうに思います。せっかくネットが支給されて、ネットの中に入れて、最後の方はちゃんと石で抑えて対応しているにもかかわらず、そういった、個人のモラルに関する、起因するような、散乱などもあるように感じるところでございます。

そういったところは、また、ごみステーションでのルールというものも、やっぱり町民の皆さんにも理解をしていただいて、皆さんが嫌な思いをせずに過ごせる環境づくりというのはとても大事なことだと思います。皆さん方にも周知をして、そういったことのごみステーションの、なくなると大変に、遠くまで持っていったりとかしないといけなくて、困るのはその地域に住む皆さんでございます。最近では車で通りかかって、遠いところから出勤がてらに、ぼんとそこに置いていかれるというような人も見受けられると聞きます。そういったことも含めて、町民のモラル、先ほど来、議員のほうからおっしゃっておりますように、まずごみを減らすこと、以前の議会でもございました食品ロスの問題、そういったことも含めて、このごみの問題というものは、町全体で真剣に考えていくべき問題であるなという認識がございします。

ごみステーションに関しては、行政のほうで対応できる部分に関しては対応をしっかりしていきますが、町民の皆さんにも、そういったごみ出しの、議員のおっしゃったような、勉強されたということで大変ありがたいことだと思います。そういったところも、町民の皆さんにも御理解いただく必要性も多々あるかなと思いますので、今後また対応の策を考え、対応してまいりたいというふうに考えます。

特にその生ごみ等が大きく散乱し道路にたくさんの生ごみであつたりそういったものが飛散しているような状況を見受けられた場合は、役場のほうにご一報いただければ、職員が対応して片づけに行かせますので、そこら辺も御指導方よろしくお願い申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） ここ数年で大分生ごみを入れるステーションがよくなってきました。するのに結構費用もかかるんですよ。うちの集落では、経費がかかるものですから一度にできないので、3年に分けて、3箇所、3箇所、3箇所、9箇所ぐらいを3年に分けて、6万円か7万円ぐらい一箇所かかりました。やっぱり生ごみを置いている周りの方は嫌いますよ。夏なんかは、特に臭くなったり

虫が湧いたり、一日半ぐらいではもう虫が湧いてきますからね。何で嫌うかという、しっかりしてないから嫌うと思いますよ。ちゃんとボックスにして扉をしたら、猫、カラスは触らないですから。網を置いているぐらいは、猫、カラスも頭がいいから1回したらすぐ覚えて、下からもぐったり、上からつついたりします。私も増田のほうから来ると、町長、言っては悪いですけど、町長の前の消防署のところのごみステーションも常に散乱してます。

ですから、ちゃんと組み立て式の、1時間か2時間ごみを入れるっていうところのボックスをつくって、終わったら当番制で、ちゃんとそこら辺に収納しておくとか、というようなお互いに知恵を出し合って、ごみを散らさないように。もう住環境の見た目が悪いです。ちょうど増田から来ると消防署の前、それから内門の前とか、ずっとありますよ。そういう、県の敷地だからつくれないとか、何とかか何とかほら言い訳みたいなことは言うけど、自分たちのごみだから、ちゃんとしっかりして収納して、清掃社の作業員の方にも気持ちよく処理していただくような対策をしていただかないと大変だと思います。

どうですか、町長。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私の家の前の話がでたので、参考までに話をさせていただきますと、やはりごみを出す時間を守らない方、早くからごみを持ってくる方、8時までに出し終わってくださっていう案内のはずですが、9時10時になってこられる方っていうのがきっかけで散乱しているようです。私の家の前も。おおむねそういうことがない場合は、しっかり押さえていますので、散乱をしてないと思うんですけど、明らかに上に乗っけたりとか、そういった方のせいで散乱が見受けられるのは、私の家の前と、それから、上方の役場のほうに来る岩屋商店の前の歩道も、やはり、散乱してる中身を見ると、網の上においてるやつをカラスとかそういったものを持っていったような状況なので、これはもう集落の人たちというよりも、通行する人たちでそこにごみを捨てる方のモラル、マナーの問題ではないかなと考えておりますが、今おっしゃったように、県有地であったりとか、いろんな歩道の上だったりとかいうところで固定したものができない、そういったところで、じゃあどういうふうな対策をとろうかということで、私の家の前の消防署のあそこに関しても、ビールケースを置いてみたりとか、いろんな工夫を集落長さんがなさっていらっしゃると思いますので、そこら辺はまた町の衛生自治会とも協議をしながら、いろんな工夫ができないかということを、知恵をしばらくながら考えていきたいなというふうに今思ったところです。御指摘の内容は十分承りましたので、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん） 衛生自治会との兼ね合いもあってでしょうけど、やっぱり行政指導として、各集落にそういう固定したステーションがないところは、一度にとは言わないから予算面もかかるわけですから、1年に2個とか、幾らかとか固定したきれいなステーションをつくる、そうでないところは、いろいろ土地関

係のことがあって歩道があつてつていうところは、ちゃんと組み立て式のそれをつくって、自分のごみは自分で守るという認識を持って、私はちょっと町内を見て歩いたこともありますけど、ごみステーションのところには、心ある集落なんかは、ちゃんと花も植えて、持ってきた人も楽しく持ってきて、処理をしていく方も楽しくごみを持っていくようにつていう願いを込めた花だと思いますよ、あれは。ですから、町民みんなで、なんのごみぐらい、何のことかじゃなく大きな問題です。これ社会問題の。ですから、今後とも、自治会とか集落、そういうところに働きかけて、固定されていないごみステーションは、ちゃんと固定した、もう今は網をかけたばかりではだめだと思います。ボックス型にしないと。ですから、あちこちボックス型が、みんな意識を持って。どこの集落もつくつての方は女性が一生懸命言うんですよ、集落の会合の時に。ごみステーションはちゃんとせんば、もう汚くて大変。猫、カラスにやられるということで、やっぱり男性の方はそんなに感じないかもしれませんが、女性の方はね、自分が出す生ごみがそこに散乱していたら、もう息が苦しくなつてね。

やっぱり集落長の会合とか、校区長とかそういう人たちにも、各集落に働きかけてくださいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳永留夫君） これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第 6 議案第 51 号 中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第 6、議案第 51 号、「中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 51 号について説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、国民健康保険税の改正部分について令和 3 年 1 月 1 日より施行されることから、条例改正を行うものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税における低所得者世帯の保険税負担軽減のために、軽減判定基準額を地方税法上の個人所得課税基礎控除額相当分に合わせるよう現行の 33 万円を 43 万円に見直すものでございます。

以上、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第52号 中種子町道路線の認定について

○議長（徳永留夫君） 日程第7、議案第52号、「中種子町道路線の認定について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第52号について説明いたします。

中種子町道路線の認定でございます。県道の改良工事に伴い、鹿児島県から移管される主要地方道西之表南種子線の一部について、道路法第8条第2項の規定により、町道新開松本線として認定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、建設課長に説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 建設課長。

○建設課長（長田認君） 町道路線の認定について説明いたします。

町長からの説明と重複いたしますが、お許しいただきたいと思います。

本路線につきましては、県が実施しております主要地方道西之表南種子線の改良工事に伴いまして、路線の線形が変更になった部分、旧道敷に当たる部分でございます。今年度、県と町の基本協定の締結が完了し、今回道路法第8条第2項の規定により町道として認定し、利用しようとするものでございます。

御手元にお配りしております位置図をごらんください。

本路線の概要は、主要地方道西之表南種子線に接し、郡原集落内を通るもので、起点大字増田字新開、終点大字増田字松本上となっております。主な経過地は、郡原集落であり、道路延長670.7メートル、幅員は5.5メートルであります。

2枚目の計画平面図をお開きください。

町道として認定しようとする区間の地点は、図面左側の小田のため池付近でございます。終点は、図面右側の増田小学校へと通じる町道増田1号線へ接続する地点付近の区間となります。

図面の通り改良工事に伴いまして、路線名、線形が変更になり、旧県道敷に当たる部分、青色部分を町道として認定しようとするものでございます。なお、終点から県道までの旧道部分については、警察との交差点協議により交通上の危険性が高まるということで、整備が県道等が接続しないため、町道認定区間にしないものです。また設計の変更等による影響等につきましては、地元説明会を開催

して同意をいただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

認定方よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君）　一つお伺いします。この工期といいますか、何年間でここま
で計画がどうなっているのか。県道ですけれども。

○議長（徳永留夫君）　町長。

○町長（田淵川寿広君）　担当課長に説明させます。

○議長（徳永留夫君）　建設課長。

○建設課長（長田認君）　主要地方道西之表南種子線増田校区改良事業でござい
ますが、令和元年度までに詳細設計を終了しまして、本年度から一部改良工事が実施
されております。全体計画は、延長1,250メートル。令和5年度までの完了を予定
しているようでございます。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君）　6番、蓮子信二君。

○6番（蓮子信二君）　令和5年度まででここまでいったあと、もし中線までいくん
だったら、何か計画があるんですか。そういったことがわかりますか。

○議長（徳永留夫君）　町長。

○町長（田淵川寿広君）　担当課長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君）　建設課長。

○建設課長（長田認君）　まずこの古房集落入り口付近から野間方向への整備計画に
つきましてですが、この区間については、県、熊毛支庁の方に確認いたしました
ところ、今のところ具体的な整備計画はないということでございます。一部通学
路とか、あるいはカーブがきつい所があるということで、県としても整備の必要
性は認識しているようではありますが、他事業との関係等でまだ具体的な整備計画
が決定してないということです。また、町としても今後引き続き県のほうに対し
ても、整備要望を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、可決されました。

日程第 8 議案第 53 号 字の区域変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第 8、議案第 53 号、「字の区域変更について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 53 号について説明いたします。

平成 25 年度に着工し、令和 2 年度完了予定の県営農地環境整備事業（一般型）阿嶽地区において、区画整理を実施した区域の換地処分に伴う同区域内の字の区域変更を定めるため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、農地整備課長のほうに説明をさせます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） 農地整備課長。

○農地整備課長（池山聖年君） それでは、議案第 53 号につきまして説明させていただきます。

資料は、御手元に配付しております別冊の説明資料でございます。

まず表紙をめくっていただきまして、位置図により阿嶽地区の確認をお願いいたします。右上から、県道西之表南種子線が塩屋集落を通り、南下しております。その中央右下に示しております、熊野海水浴場沿いの県道をはさみ左側に赤く囲んでいる区域が、阿嶽地区でございます。地区面積は 14.9 ヘクタール、関係農家は 26 戸でございます。

それでは、区画整理後の換地処分に伴う字の区域変更につきまして説明いたします。説明資料 2 枚目の字区域変更一覧表をごらんください。

表の上段左側に変更後と記して、換地処分後の大字名及び字名をそれぞれ縦方向に示しております。その右横には、左に包括される区域と記して、換地処分する前の大字・字・地番等をそれぞれ縦方向に示しております。

それでは、変更後の欄、大字坂井字小春田には、換地処分する前の大字坂井の字三月田、松崎の各地番の一部と字小春田に隣接する道路である町有地の一部及び字松崎に介在する道路である町有地の全部が包括されます。次に、変更後の大字坂井字三月田には、換地処分する前の大字坂井の字小春田、松崎の各地番の一部と、字小春田 4811 に隣接する道路である町有地の全部及び字松崎 4,865 に隣接する水路である町有地の全部が包括されます。最後に、変更後の大字坂井字松崎には、換地処分する前の大字坂井の字瀬戸口の各地番と、これらに介在する道路である町有地の全部が包括されます。

それでは、説明資料 3 枚目の字区域変更図をごらんください。

図面の文字赤書きは旧字を示し、黒書きは変更後の字を示しております。また、道路は茶色で、水路は青色の系統色で着色しております。図面右側、中央付近に緑色で着色した部分の各地番と、これらに隣接する道路が新たに字小春田に包括

されることを示しております。次に、図面右やや上側に、黄色で着色された区域内の各地番と道路及び水路が新たに字三月田に包括されることを示しております。最後に、図面中央左側に赤色で着色された区域の各地番と、道路が新たに字松崎に包括されることを示しております。

それぞれの新たに設定されました字の境界につきましては、今回の区画整理事業阿嶽地区で整備されました道路と水路の位置、形状によりまして整備されているところでございます。

以上、字の区域変更に関する説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第54号 字の区域変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第9、議案第54号、「字の区域変更について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第54号について説明いたします。

平成24年度に着工し、令和2年度完了予定の県営農地環境整備事業（緊急耕作放棄地特別対策型）中田地区において、区画整理を実施した区域の換地処分に伴う同区域内の字の区域変更を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、農地整備課長に説明をさせます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 農地整備課長。

○農地整備課長（池山聖年君） それでは、議案第54号につきまして説明させていただきます。

資料は、御手元に配付しています別冊の説明資料でございます。

まず表紙をめくっていただきまして、位置図により中田地区の確認をお願いいたします。右上から、国道58号線が南界小学校、坂井公園前を通り南下しており

ます。この左下に示しております中田公民館の左側に赤く囲んでいる区域が、中田地区でございます。地区面積は11.1ヘクタール、関係農家は36戸でございます。

それでは、区画整理後の換地処分に伴う字の区域変更につきまして説明いたします。説明資料2枚目の字区域変更一覧表をごらんください。

表の上段左側に変更後と記して換地処分後の大字名及び字名をそれぞれ縦方向に示しております。その右横には、左に包括される区域と記して、換地処分する前の大字・字・地番等を、それぞれ縦方向に示しております。

それでは変更後の欄、大字坂井字氏名には、換地処分する前の大字坂井の字上浦の道路である町有地の一部が包括されます。次に、変更後の大字坂井の字上浦には、換地処分する前の大字坂井の字氏名、前浦の各地番と、その一部及びこれらに介在隣接する水路である町有地の全部と、道路である町有地の全部及び字前浦の道路である町有地の一部が統括されます。次に、変更後の大字坂井字前浦には、換地処分する前の大字坂井の字氏名、上浦の各地番と、その一部及び字上浦に隣接介在する水路である町有地の一部が包括されます。最後に、変更後の大字坂井字大水口には、換地処分する前の大字坂井の字須久保ノ平の各地番とこれらに隣接する水路である町有地の全部が包括されます。

それでは、説明資料3枚目の字区域変更図をごらんください。図面の文字赤書きは旧字を示し、黒書きは変更後の字を示しております。また、道路は茶色で、水路は青色の系統色で着色しております。

最初に、図面左下丸で囲んだイの部分ですが、左上に拡大図がございます。拡大図の中の水色で着色した道路の部分が、新たに字氏名に包括されることを示しております。次に、図面中央から左側、黄色で着色された区域内の各地番と道路及び水路が新たに字上浦に総括されることを示しております。次に、図面中央から左上のほうへ、赤色で着色された区域内の各地番及びその一部と水路が新たに字前浦に包括されることを示しております。最後に、図面右側、緑色で着色された区域内の各地番と水路が新たに字大水口に包括されることを示しております。

それぞれの新たに設定されました字の境界につきましては、今回の区画整理事業中田地区で整備されました道路と水路の位置、形状によりまして整備されているところでございます。

以上、字の区域変更に関する説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第54号は、可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第55号 野間小学校体育館改修工事請負変更契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第10、議案第55号、「野間小学校体育館改修工事請負変更契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第55号について説明いたします。

野間小学校体育館改修工事請負変更契約を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の目的は、野間小学校体育館の外壁改修工事が主な内容です。契約の変更増額は、186万6,000円です。契約の相手方、鹿児島県熊毛郡中種子町坂井5,873番地15、有限会社日高建設、代表取締役 日高靖喜です。

詳しい内容につきましては、教育総務課長に説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（浦口吉平君） それでは、御説明いたします。

町長の説明と一部重複いたしますが、御了承をお願いします。

野間小学校体育館改修工事につきましては、契約金額6,710万円で、令和2年6月10日に議決をしていただいたところです。現在までに、床及び屋内部分の改修が完了しております。今後、外壁・屋根の改修を実施するに当たり、現場で足場を仮設し、施工カ所及び施工量の詳細調査を行った結果、当初設計内容に新たに追加して施工すべきカ所が生じたことから、契約額を変更するものです。

追加する内容は、外壁改修工事では、壁面等の爆裂部分の補修が30カ所、21平方メートルの追加。壁面等の表面モルタルに浮きが見られる部分の補修が27カ所の追加。壁面等の亀裂カ所の補修が80カ所の追加でありました。また、直接仮設工事では、枠組み、棚足場の仮設面積の追加を50平方メートル行うものです。これらの追加による契約の変更金額は、186万6,000円で、変更後の契約金額は、6,896万6,000円となります。

なお、今回の変更契約に伴う完成期限の変更はありません。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第56号 防災備蓄倉庫購入契約について

○議長（徳永留夫君） 日程第11、議案第56号、「防災備蓄倉庫購入契約について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第56号について説明いたします。

本契約は、防災備品の保管を目的とする防災備蓄倉庫の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の金額は、1,127万600円です。契約の相手方が、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役 尾曲昭二でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第57号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について

○議長（徳永留夫君） 日程第12、議案第57号、「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第57号について説明いたします。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の一部変更について協議したいので、地方自

治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（徳永留夫君）　ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね14時30分からとします。

—————○—————

休憩　午後2時16分

再開　午後2時24分

—————○—————

○議長（徳永留夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

—————○—————

日程第13　議案第58号　令和2年度中種子町一般会計補正予算（第9号）

○議長（徳永留夫君）　日程第13、議案第58号、「令和2年度中種子町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第58号について説明いたします。

今回の補正は、国県支出金の決定による調整及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、9月補正予算以降必要となった経費の計上が主なものでございます。歳入歳出それぞれ4,923万3,000円を追加し、補正後の予算総額を、86億1,389万2,000円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、議案第58号、令和2年度中種子町一般会計補正予算（第9号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。14ページをお願いします。

14ページ上段の、目の1一般管理費、減額92万8,000円は、会計年度任用職員の共済負担金の増額と、委託料で町業務改善計画策定業務が新型コロナウイルスの影響に伴う減額でございます。

2段下の、目の5財産管理費、増額1,427万円は、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てるために増額をするものでございます。

1段下の、目の6企画費、減額1,059万2,000円は、地域間路線バス運行補助で精算処理をするため、前払いの中止による減額でございます。

15ページをお願いします。

中ほどの、目の12電算処理費、増額233万4,000円は、公共施設Wi-Fi環境整備に伴うものでございます。

1段下の、目の14地域開発費、減額200万8,000円は、油久小学校150周年記念事業を来年度へ変更と、地域おこし協力隊起業支援補助の申請がなかったことによるものでございます。

1段下の、目の17公共施設管理費、減額117万1,000円は、流水プール営業中止によるものでございます。

次に、18ページをお願いします。

18ページ、上から2段目の、目の4保養センター運営管理費、増額390万1,000円は、温泉保養センター改修工事に伴う電気機械設備追加に伴うものでございます。

1段下の、目の1児童福祉総務費、増額1,117万3,000円は、事業実績に伴うものでございます。

20ページをお願いします。

20ページ中ほどの、目の1保健衛生総務費、増額2,054万1,000円は、公立種子島病院組合及び種子島産婦人科医院組合の負担金の調整でございます。

1段下の、目の2予防費、増額469万3,000円は、保健センターの空気清浄機とPCR検査機導入経費負担金でございます。

次に、22ページをお願いします。

22ページ、上から3段目の、目の4畜産業費、増額1,311万3,000円は、優良メス牛導入事業頭数の増に伴うものでございます。

1段下の、目の5甘味資源振興費、増額233万6,000円は、産地生産基盤事業と、コロナ対策による機械等の事業追加に伴うものでございます。

下段の、目の12農村振興運動費、減額340万7,000円は、農林漁業祭中止による調整でございます。

23ページをお願いします。

中ほどの、目の2林業振興費、増額232万9,000円は、輸送費支援事業増に伴うものでございます。

次のページの1番下の、目の2 商工業振興費、減額3,466万5,000円は、雇用機会拡充支援事業等の申請がなかったことによるものでございます。

次に25ページをお願いします。

下段の、目の1 道路橋梁総務費、増額584万円は、道路台帳デジタル化に伴うものでございます。

26ページ中ほどの、目の1 港湾管理費、増額187万4,000円は、台風10号による増田港内のしゅんせつ作業に伴うものでございます。

次に28ページをお願いします。

28ページ中ほどの、目の2 事務局費、増額1,061万円は、各学校の感染防止対策に伴うものでございます。

次のページ、29ページをお願いします。

上段の、目の2 教育振興費、増額1,517万7,000円は、学校 I C T 関連事業による小学校のタブレット購入費でございます。

下段の、目の2 教育振興費、増額812万円は、学校 I C T 関連事業による中学校のタブレット購入費でございます。

30ページでございます。

目の5 種子島こり～な管理費、減額596万2,000円は、入札執行残でございます。歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。9 ページをお願いします。

歳入、9 ページ中ほどの、目の2 商工使用料、減額138万5,000円は、流水プール営業中止によるものでございます。

次のページ、10ページをお願いします。

上段の、目の5 教育費国庫補助金、増額329万1,000円は、学校再開に伴う感染防止対策によるものでございます。

1 段下の、目の6 総務費国庫補助金、増額5,378万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものでございます。

11ページをお願いします。

上段の、目の1 総務費県補助金、減額2,312万5,000円は、雇用機会拡充支援事業の申請がなかったことに伴うものでございます。

12ページをお願いします。

上段の、目の1 財産貸付収入、減額195万1,000円は、高峯町有地の裁判の判定に伴うものでございます。

中ほどの、目の1 寄附金、増額2,843万円は、ふるさと応援寄附金見込み額による一般寄附金の増額でございます。

1 段下の、繰入金は、財源調整事業費の調整によるものでございます。

1 段下の、繰越金は、前年度繰越金でございます。

13ページをお願いします。

1 番上の、目の雑入、節の4 雑入、増額3,163万7,000円は、種子島地区広域事務組合前年度精算返納金、宝くじ市町村交付金、中南衛生管理組合前年度精算返納金が主なものでございます。

1 段下の町債は、各事業の執行残による調整でございます。

歳入は以上でございます。

次に 7 ページをお願いします。

7 ページ、「第 2 表債務負担行為補正」でございます。1 の追加は、道路台帳デジタル化に係る委託費を令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額 4,416 万円を追加するものでございます。

次のページ、8 ページをお願いします。

「第 3 表地方債補正」でございます。1 の変更は、補正後の限度額を施設整備事業債を 2,370 万円に、辺地対策事業債を 2 億 2,150 万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に 1 ページをお願いします。

第 1 条第 1 項は、既定予算に 4,923 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、86 億 1,389 万 2,000 円とするものでございます。第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によることとするものでございます。第 2 条は債務負担行為の補正について、第 3 条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議決方よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 14 議案第 59 号 令和 2 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 14、議案第 59 号、「令和 2 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 59 号について説明いたします。

まずは 2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず、歳入予算から。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応分補助金

23万5,000円の増額。県支出金は、年間見込みの普通交付金1億1,566万6,000円の増額、特別交付金131万1,000円の減額。繰入金は、職員給与等繰入金2,000円の減額、新型コロナウイルス感染症対応分補助金増額に伴い、法定外繰入金23万5,000円の減額を計上してございます。

次に歳出予算。3ページをごらんください。

総務費は、人件費及び新型コロナウイルス感染症による研修会などの中止に伴う一般管理費2,000円の減額。保険給付費は、年間見込みによる一般被保険者療養給付費負担金9,204万9,000円の増額。一般被保険者高額医療費2,380万6,000円の増額、保健事業費は、育児休暇による会計年度任用職員給与減額等に伴う保健衛生普及費150万円の減額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億1,435万3,000円を追加し、補正後の予算総額を13億5,706万6,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第60号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第3号)

○議長（徳永留夫君） 日程第15、議案第60号、「令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第60号について説明をいたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず歳入予算から。保険料は、介護保険料見込み額の減少により、257万4,000円の減額。国庫支出金は、介護保険各種事業費補助金及び交付金の見込み額に伴い、46万6,000円の増額。県支出金は、事業費等見込みによる、介護予防・日常生活支援事業交付金19万5,000円の減額。地域支援事業交付金11万9,000円の増額、合わせて7万6,000円の減額。繰入金は、一般会計繰入金の減額と、介護保険料軽減負担金繰入金の増額。基金繰入金の調整などにより、428万5,000円の減額。繰

越金は、前年度事業確定に伴い274万1,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算。3ページをごらんください。

総務費は、介護報酬改定等に伴うシステム改修負担金として、一般管理費64万2,000円の増額。新型コロナウイルス感染予防による認定期間延長に伴う認定審査会回数減により、認定審査会費17万7,000円の減額。地域支援事業費は、人件費の減による包括支援事業任意事業費、包括的支援事業の社会保障充実分など231万円の減額、地域住民による介護事業の新規立ち上げがなかったことにより、介護予防・生活支援サービス事業費233万6,000円の減額。諸支出金は、決定通知による償還金を45万3,000円の増額で計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ372万8,000円を減額し、補正後の予算総額を12億5,685万8,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第61号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（徳永留夫君） 日程第16、議案第61号、「令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第61号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず、歳入予算から。繰入金は、事務費繰入金、26万9,000円の増額。諸収入は、重複・頻回受診者など、訪問指導事業の中止に伴う12万6,000円の減額を計上しております。

次に歳出予算、3ページをごらんください。

総務費は、新型コロナウイルス感染症による研修会など中止に伴う旅費6万3,000円の減額。保健事業費は、人間ドック補助金33万3,000円の増額。重複・頻回受診者など、訪問指導事業中止による12万7,000円の減額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億5,860万6,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17　議案第62号　令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（徳永留夫君）　日程第17、議案第62号、「令和2年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第60号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で、原水及び浄水費の給料9,000円、報酬19万4,000円をそれぞれ増額し、総係費では、水道料金システムのコンビニ収納導入などによる委託料281万円を増額し、資産減耗費では、期限切れ量水器除去に伴う棚卸資産減耗費1万1,000円を増額するものでございます。

その結果、収益的支出302万4,000円を追加し、収益的支出の予算総額を3億2,184万2,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あすから17日までは休会とし、18日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後 2 時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

1 2 月 1 8 日

令和2年第4回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月18日（金曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第63号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第10号）
- 第3 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第5 議員派遣の件
- 第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 9番 | 迫 田 秀 三 君 |
| 10番 | 日 高 和 典 君 | 11番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12番 | 園 中 孝 夫 君 | 13番 | 徳 永 留 夫 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------------|-------------|---------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 土 橋 勝 君 |
| 総 務 課 長 | 阿 世 知 文 秋 君 | 農 林 水 産 課 長 | 里 重 浩 君 |
| 企 画 課 長 | 徳 永 和 久 君 | 財 政 係 長 | 鮫 島 司 君 |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

- | | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 下 村 茂 幸 君 | 議 事 係 長 | 稲 子 隆 浩 君 |
|--------|-----------|---------|-----------|

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5 番、永濱一則君、6 番、蓮子信二君を指名します。

-----○-----

日程第 2 議案第 63 号 令和 2 年度中種子町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 2、議案第63号、「令和 2 年度中種子町一般会計補正予算第（10号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議案第63号について説明いたします。今回の補正は、ふるさと納税の収入見込み額が増加したことにより、その返礼品に関する経費及びサツマイモ基腐病に対し、緊急支援事業を実施するための経費を計上するものでございます。

まず、歳出予算から説明いたします。4 ページをお願いいたします。

総務費は、ふるさと応援基金への積立金を計上。農林水産業費は、サツマイモ基腐病緊急対策支援事業の経費を計上。商工費は、ふるさと応援寄附金の返礼品経費を計上しております。

次に、歳入予算について御説明をいたします。3 ページをお願いいたします。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の収入見込みによる増額。繰入金は、財源調整として財政調整基金を増額。その他特定目的基金繰入金は、サツマイモ基腐病緊急対策支援事業へ充当するため、農業振興基金の繰入金を追加しています。その結果、歳入歳出それぞれ6,788万3,000円を追加し、補正後の予算総額を86億8,177万5,000円とするものでございます。

なお、サツマイモ基腐病緊急対策支援事業の詳細につきましては、農林水産課長に説明をさせます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 農林水産課長。

○農林水産課長（里重浩君） それでは私のほうから説明をさせていただきます。

4 ページ中段の、目の 2 農業振興費の、サツマイモ基腐病緊急対策支援事業、町単独補助金、補正額4,456万3,000円につきましては、令和 2 年産サツマイモは、一部基腐病の発生と梅雨明けのおくれ、夏場の日照不足等も関連し、原料用カンショにおいては、史上最低の単収55.4俵の実績となったところです。同様に、安

納芋も基腐病等により減収が見込まれております。このように、サツマイモ生産の危機的状況は、栽培農家、でん粉工場のみならず、本町の地域経済にも多大な影響を及ぼすため、サツマイモ増産、次期作に向けた緊急支援を講じて生産回復を目指すものです。

過去10年間の平均単収68.9俵に対して、今期作の実績55.4俵の減収となったため、減収分の2分の1程度を助成するものです。10アールあたり減収13.5俵に、1俵当たり1,372円をかけて、1万8,522円の減収となり、その2分の1程度の10アールあたり約1万円を緊急支援として助成するものです。ただし、一戸当たり10万円を上限といたします。対象者は、でん粉原料用カンショ、安納芋、焼酎用カンショの出荷実績のある生産者で、597戸、597.66ヘクタールの、4,456万3,000円を補正するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3　選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（徳永留夫君）　日程第3、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、松下久男君、岩屋春義君、鎌田多喜男君、西田徹嗣君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました松下久男君、岩屋春義君、鎌田多喜男君、西田徹嗣君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員は、梶原莊平君、鎌田哲二君、森山由紀男君、鮫島良一君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、梶原莊平君、鎌田哲二君、森山由紀男君、鮫島良一君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま指名しました順序で決定しました。

—————○—————

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第4、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、御手元にお配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第5 議員派遣の件

○議長（徳永留夫君） 日程第5、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、御手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、御手元にお配りしましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第 6、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、御手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 4 回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員